

令和6年3月7日

令和6年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年3月 1日 開会

令和6年3月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福祉保健課長	大串 清文君
観光産業課長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡野 敏行君		

令和6年第1回奥多摩町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年3月7日（木）
午前10時00分 開議

会 期 令和6年3月1日～3月15日（15日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（9名） 1 澤本 幹男議員 2 原島 幸次議員 3 高橋 邦男議員 4 相田恵美子議員 5 伊藤 英人議員 6 宮野 亨議員 7 森田 紀子議員 8 榎戸 雄一議員 9 大澤由香里議員	—
3	陳情第7号	「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書	趣旨採択

（午後4時43分 散会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、3月5日に審議されました議案第23号の修正の申出がありましたので、説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 貴重なお時間をちょうだいいたしましてありがとうございます。只今小峰議長からのご発言がございましたが、議会第2日にご審議をいただき、ご決定をいただきました議案第23号 令和5年度奥多摩町一般会計補正予算（第5号）につきまして修正すべき箇所がございましたため、議員皆様にご報告するとともにおわびを申し上げます。

恐れ入りますが、タブレット端末議案書、こちらの補正予算3月のフォルダー内にございます予算書の修正について、こちらのフォルダーをお開き願います。この中に議案第23号②令和5年度一般会計補正予算修正箇所という2つ目のファイルがございます。こちらをお開き願います。

最初のページですが、予算書のページといたしましては48ページになります。下側の款08 土木費、項05 下水道費、目01 公共下水道費の右端の説明欄に01 下水道事業特別会計繰出事業費がございまして、その右側に見え消しで数字を記載してございますが、赤枠で囲みました△35,356が正しい記載でございます。

次のページをお開き願います。こちら予算書のページといたしましては55ページになります。下側の款14 予備費、項01 予備費、目01 予備費の右端の説明欄に01 予備費がございまして、その右側に見え消しで数字を記載してございますが、赤枠で囲みました△366が正しい記載でございます。

訂正の原因につきましては、予算編成作業中に各費目の査定事務及び入力作業を行っており、その際にシステムによらず、手動入力、手での入力が必要な箇所が発生いたしましたが、当該2か所につきましては入力漏れがあったため、齟齬を来いたしました。

なお、この2か所の訂正につきましては、いずれもご審議並びにご決定いただきました補正額等の議決事項には影響がないものでございます。

今後、同様のことがないように、おのおのの段階で複数の確認を行ってまいりますので、議員皆様のご理解をお願いいたします。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上で、修正についてのご報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） それでは、日程第2 一般質問を行います。

通告のありました議員は9名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、6番、澤本幹男議員。

〔6番 澤本 幹男君 登壇〕

○6番（澤本 幹男君） おはようございます。それでは、3点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございます。交通安全協会の現状と今後の応援と対策についてでございます。

交通安全協会は、安協と略して呼ばれていますが、正式には青梅交通安全協会という名称で、青梅警察署と青梅市、奥多摩町と一体となって地域の交通安全を守る実動部隊として活動を行っています。

奥多摩町は、青梅交通安全協会に年額84万4,000円の交通安全対策費として今年度の予算を組んでおります。前年度予算でも今年度予算と同額の支出でした。このように奥多摩町としても補助金を出しております。

町の行事、ふれあいまつり等の町のイベント、各種行事の際には安協に依頼を行い、交通安全のために車の誘導等をお願いしております。また、春と秋の交通安全週間には交差点に立って交通安全を指導しております。町民も地元のイベントや法事等で大変お世話になっております。

しかし、この安協の活動が最近、活動を行っている指導員が減少して非常にご苦労されております。この現状では今後の活動が大変になってくると思います。安協の方々も指導員の確保に努力しておりますが、奥多摩町としてこの安協の現状と今後の活動への応援と対策についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

2点目でございます。奥多摩町の地震の震度についてでございます。

今年の1月1日に能登半島地震が発生しました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。早期に復興されることを期待いたします。

能登半島地震では最大震度7で、東日本大震災でも最大震度7でした。東日本大震災では、東京都内でも23区は震度5が多く、西多摩でも震度4が多く、福生市、青梅市が震度4、羽村市、あきるの市、瑞穂町、檜原村が震度3で、震度2であったのが奥多摩町と日の出町でした。奥多摩町は岩盤の地域で地震には強いと言われていますが、本当に強いのか

か疑問があります。

東日本大震災のときは、奥多摩町も大きな揺れで、年配の方も、こんな地震ははじめてであると言っておりました。その大きな揺れの震度が2であるとの報道ですが、同じ奥多摩町内でも古里、氷川、小河内、日原地区と比べると少し震度の差があるのではないのでしょうか。国、または東京都か町が震度計を設置しているのでしょうか、同じ奥多摩町内でも震度に差があるように思います。

奥多摩町は地盤が岩盤であり、地震には強いというイメージはよい面もありますが、過信することは危険だと思います。

以下お伺いさせていただきます。

地震計の設置場所はどこにあるのか。公表可能ならば教えてください。

奥多摩町内の震度は町内全て同じ震度と思ってよいのでしょうか。

3点目になります。施政方針についてでございます。具体的にということで今年度、6年度の方針についてお伺いいたします。

1番目、東京都総合交付金についてでございます。

予算は14億3,000万円で昨年と同様ですが、令和4年度決算では15億2,700万円で、東京都予算で市町村総合交付金は、昨年度592億円、今年度予算は620億円と増えており、当然町に来る金額も昨年を超える金額だと思います。

町の予算を組むに当たり前年度と同様と予想した結果だと思いますが、もう少し多くの予算額にできたのではないかと思います。市町村総合交付金を上乗せする努力をどのようにしているのか、お伺いいたします。

2、成果を重視した行政改革の推進についてでございます。

第5次行政改革大綱に基づく量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみ」の改革を推進するとして役場組織の見直しを行う業務を可視化し、業務の効率化及び人的資源の配分、新庁舎建設に向けてDXの推進を図るとあります。

昨年、我々議員が自ら申し出て議員定数を12名から2削減し、10名となりました。町は改革を推進すると言っておりますが、具体的な内容やスケジュールを教えてください。

3番目、第6期長期総合計画についてでございます。

計画を若手職員が中心になって取り組むことはよいことだと思いますが、住民ワークショップを3回開催したところ、町外の方も多く、高齢者は少なかったと聞いております。52%が高齢者である奥多摩町の多くの町民の声をどのように聞いて長期総合計画を策定するのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、交通安全協会の現状と今後の応援と対策についてにお答えいたします。

交通安全協会とは、道路交通の安全を目的とする日本の非営利団体で、全国組織である全日本交通安全協会のほか、都道府県、警察署管轄区域に単位組織が設置されております。

一般財団法人全日本交通安全協会は、東京都千代田区に本部を置き、全国（各都道府県市町村）にある交通安全協会の中心的な団体で、交通安全の推進を目的としており、都道府県に組織する一般財団法人東京都交通安全協会は、道路交通法第 108 条の 31 により東京都公安委員会から東京都交通安全活動推進センターとして指定され、適正な交通の方法、交通事故防止、その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動、啓発活動などを含め 9 項目にわたる活動が展開をされております。

また、地域交通安全協会は、一般財団法人東京都交通安全協会とは別組織となり、地域住民による交通安全ボランティア団体で、各警察署単位に設置されており、それぞれ独立した組織として地域に合った交通安全運動が展開をされております。

このことから青梅警察署管内で活動する青梅交通安全協会は、第一義に地域住民による交通安全ボランティア団体で、青梅市、奥多摩町の地域の安全を図るため、青梅警察署、青梅市、奥多摩町、自治会、事業者などと連携し、様々な活動を行っており、協会の本部は青梅警察署内に設置されております。また、各地区には第 1 支部から第 15 支部が設置され、指導員の人数は 343 名で構成されております。そのうち奥多摩町内を担当する第 9 支部、第 10 支部及び第 11 支部は、男性指導員が 36 名、女性指導員が 9 名の合わせて 45 名で組織されております。

ご質問の奥多摩町として安協の現状では、協会の支部指導につきましては、春・秋年 2 回の交通安全運動の実施、その一環として行われております地域ごとに開催する交通安全講習会や交通安全の集い、毎月 10 日の交通安全日に通学路などで行う交通誘導、交通事故防止を呼びかける各種キャンペーンの実施、交通安全管理者法定講習会への協力、その他地域のお祭り、盆踊り、奥多摩ふれあいまつり、奥多摩溪谷駅伝大会、加藤旗争奪駅伝大会及び青梅マラソン大会などの行事の要請に応じて周辺の交通安全確保などに協力・出勤しており、活動に対し感謝を申し上げます。

また、指導員希望者の減少や活動資金不足などの課題があることも把握しております。

今後の活動への応援と対策につきましては、引き続き青梅交通安全協会（本部並びに町

内3支部)への補助支援を行うとともに、町ホームページ、広報おくたま及び防災行政無線などを通じて指導員の確保に協力するとともに、青梅警察署、青梅交通安全協会、管内各支部及び自治会と連携し、青梅交通安全協会の活動等に対し協力をしてまいります。

次に、奥多摩町の地震の震度についてですが、1点目の地震計の設置場所はどこにあるのか、公表可能ならば教えてくださいについてですが、町では、平成18年度に東京都の補助金を活用して役場に計測震度計を設置しており、その後、令和2年度に機器更新を行っております。

役場の計測震度計は、役場わきの屋外階段を降りたところに感知器が設置されており、そこで感知した揺れの情報が役場2階総務課執務室内の表示器に震度数値として表示されるものです。この震度計で計測した情報は、東京都総務局総合防災部にも自動的に転送され、更にその情報が気象庁へ伝わるようになっております。

また、役場以外に町内では奥多摩消防署及び小河内貯水池管理事務所にも震度計が設置されており、それぞれの機関における災害対応に活用されております。

次に、2点目の奥多摩町内の震度は町内全て同じ震度と違ってよいのでしょうかについてですが、計測震度計が表示する震度情報は、あくまで感知器がその場で感知した揺れの情報であり、町内全体の震度を表すものではありません。気象庁などの行政機関からの地震情報は、行政が設置した震度計による震度情報のみ発表されるため、奥多摩町に関して、例えば奥多摩町震度2と発表されていても、町内全ての場所で震度2の揺れが発生しているということではありません。

東京都が防災ホームページなどで公表している首都直下地震等による東京の被害想定には、都心直下地震や多摩直下地震、立川断層帯地震などの大地震が発生した際に、都内のどの地域がどのくらい揺れる予測なのかを表した震度分布図が掲載されています。それを見ますと、奥多摩町内でも場所によって震度が異なることが分かります。詳しくはその図をご覧くださいれば分かるのですが、例えば多摩西部直下地震の震度分布図では、奥多摩町内のほぼ半分が震度6弱、もう半分が震度5強となっており、その分布域は必ずしも東西などではっきり分かれているわけではありません。

町といたしましても大きな地震が発生した際は、役場の計測震度計が示した震度以上の揺れが町内で発生する可能性も考慮し、各地域からの情報収集を行った上で、災害対応方法を決定していく必要があると認識をしております。

次に、施政方針についてお答えいたします。

1点目の東京都市町村総合交付金についてですが、この交付金は、都内39市町村の行財

政基盤の安定・強化及び多摩・島しょ地域の一層の振興を図るために実施される市町村に対する総合的な財政支援制度であります。

町では、毎年度、東京都から 15 億円を超える交付をいただいておりますが、いずれの年度も当初予算額を上回る交付実績となっていること並びにその額は、町の歳入における都支出金の約半分を占めていることから、当町にとって重要な財源の 1 つであり続けております。

議員からは、東京都の当該交付金に係る予算が令和 6 年度では令和 5 年度比 28 億円増額の 620 億円であることから、町の当初予算計上額を増やすことができたのではないかとということ並びに当該交付金を上乗せする努力をどのようにしているのかというご質問をいただきました。

当初予算計上額の取扱いにつきましては、今回、東京都の予算公表が 1 月 26 日でありましたが、町におきましても同時期には予算原案を公表する段階となっていたため、予算編成作業の中で増額の状況を把握し、反映することは物理的に困難でありました。

また、従前から町では東京都総務局行政部と定期的に財政事情ヒアリング等を実施しておりますが、東京都の財政担当者からは、都の予算増額がそのまま市町村の交付額の増額に繋がるものではないこと、したがって、固めの予算を組むよう、その都度指示を受けております。

これらの事項につきましては、令和 2 年第 3 回町議会定例会における澤本議員からの一般質問、奥多摩町のこれからの財政についての中で、市町村総合交付金をどのように考えているのかへのご答弁でも申し上げておりますが、現在におきましても予算割れを生じさせないよう、引き続き細心の注意を払いながら財政運営を行ってまいりますことをご理解いただきたいと存じます。

なお、当該交付金を上乗せする努力につきましては、町における年度ごとの財政需要や積立基金を含めた財源の状況を見ながら判断をし、これまでも必要に応じて、私からも東京都に対して増額の要望を行っておりますので、これからも町の財政事情や今後の財政需要の見通しについて東京都に伝えていくとともに、引き続き町の安定的な財政運営に資するよう要望を行ってまいります。

2 点目の成果を重視した行政改革の推進についてですが、具体的な内容やスケジュールに関しましては、1 つには、新庁舎が建設されるタイミングを見据えており、その前段といたしましては、令和 6 年度一般会計予算に計上させていただいておりますデジタル推進費における B P R 支援業務委託がございます。この B P R は、ビジネス・プロセス・リエ

ン지니어リングの略称で、既存の業務プロセス全体を見直し、職務や業務フロー、組織並びに情報システムなどを再構築し、業務改革を行うことを意味しており、総務省の自治体DX推進計画の中でもBPRの取組の徹底が前提とされております。

町では、第1段階として役場各課等における業務量調査を実施し、業務プロセスの可視化を図り、BPR対象業務の選定を行っていく予定であります。

3点目の第6期長期総合計画についてですが、52%が高齢者である多くの町民の声をどのように聞いて策定していくかに関しましては、2月21日に開催いただきました議会全員協議会におきまして、第6期長期総合計画のご説明をさせていただき、その後の質疑では7番、小峰陽一議長から、高齢者の意見をきちんと聞けるようなアンケートのような何か具体的に意見を引き出せる方法があればよいが、どう考えるかというご質問いただいております。

その際、企画財政課長からは、意見募集を行っていく予定であることや昨年7月の住民アンケートでの回答者の年齢構成についてお答えさせていただきましたが、改めてご説明させていただきますと、回答者の年齢は70歳から74歳までが19.6%で最も多く、次いで75歳以上が17.5%、65歳から69歳までが17.2%と続いており、合計いたしますと、65歳以上の回答率は54.3%に達しておりました。

この分析結果からも高齢者のご意見はかなり反映されている部分も見受けられることがお分かりになるかと思いますが、アンケート全体の回収率は37.8%であり、いかに回答者数を増やしていくかが課題の1つであると考えております。

この部分につきましては、昨年7月のアンケートでは無作為抽出による1,000名の方を対象に実施いたしました。今回は町ホームページへの掲載と3月5日の自治会配布日に合わせ全戸配布とした上で、意見募集の案内と町の取組をお知らせする内容とさせていただいております。

新たな第6期長期総合計画の策定に向けては、こういった取組も行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） 1点目の安協についてですけど、青梅警察との関連というものが非常に大事になってくると思うんですが、大変になったときに、今後、安協さんの、先程40何名とかおっしゃいましたけど、それは11支部、10支部、9支部その3部の合計ですから、実質的には少なくなるわけで、いろんな対策、応援という方法も今後出てくるので、ぜひ話を聞いていただいて、ぜひ相談に乗ってもらいたいんですよね。それが大事か

なと思うんですけど、そういう意味で、青梅警察との関係をその安協を通じての環境、このたびの交通安全協会も 18 日、19 日、21 日それぞれ 11 支部、10 支部、9 支部で小河内中学校、奥多摩福祉会館、文化会館で交通安全講習会をやるわけですから、そういう意味でも青梅警察との関係が大事だと思いますので、その考え方を改めてお伺いします。

2 点目の地震計については、非常に安全であるという過信部分は危険なんで、いつ大きな地震が来て、先程 6、5 と震度の差がある地域もあるというお話がありましたように、注意は怠らないようにしたいと思いますが、例えば 1 月 1 日に能登半島地震が起こったとき、役場というか、総務課さんかどうか分かりませんが、備蓄倉庫とか、そういう倉庫について点検をするとかそういうことはされているのかなと思ひしてお伺いをしたいと思います。

3 点目の総合交付金についてですが、いろんな努力をすることとして私も令和 3 年のとき質問しましたが、そのときも努力をすることによってはいらんですけど、現実的に予算と実際に来る金額というのは差があって、確かに固めということではない部分もあると思うんですけど、実際にはそれ以上に低い予算をして、それ以上に多く来る分には構わないんですけど、そういう意味でも今年度、前年度もそうなんですけど、低い見積りで実際にはもうちょっと多く来ているわけですから、努力をしてこうであったってということが見られればいいかなと思います。

また、再質問でお聞きしたいのは、配分割合があるかと思うんですけど、財政状況割、経営努力割、振興支援割があると思うんですけど、それらについてどのように努力をされているかもお聞きしたいなと思います。

2 点目の成果を重視した行政改革の推進ということで B P R をやっていくということなんですけど、実際に、例えば具体的に組織の見直しとか、人員という問題もあったり、予算もあったり、数年を見ていると、その努力というか、やっているんでしょうけど、それが何か見えてこないような気がします。

書いてありますけど、昨年、我々は議員数を 2 名減らして 10 名にしたわけですから、そういう意味でも、少なくともそういう我々議員の努力をして町のために少しでも貢献したいということの気持ちを酌んでもらっていると思うんですけど、そういうことがもう少し今年度、次年度、6 年度の計画に何か出てくるのかなと思ひまして、数字的なものは実際出せば一番いいんですけど、そういうこともお聞きしたいなと思います。

3 点目のこれは確かに議長の質問もあってお答えがありましたけど、これは確かに去年 7 月のアンケートの内容の分析ですけど、実際ワークショップ開いて、3 地区でやって 30

何名出てますけど、そういう意味で、高齢者が少なかった。もちろんワークショップだけの意見で長期計画つくるわけではないでしょうけど、幅広く、昨年のアンケートと同様に、機会を捉えて高齢者の意見を常に聞いていただきたいというのが願いでありますので、その点もう一度高齢者に聞くということの何か方法を考えていただきたいと思ひまして、その点もお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、澤本議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の安協の部分でございますけれども、青梅警察署との関連ということでございますが、町におきましては、青梅警察署、また、交通安全協会の本部は青梅警察署の内部に入っておりますので、十分その連携を行ってはおります。また、奥多摩町内には奥多摩交番もございますので、それも含めて連携を行っていることでございます。

また、交通安全指導員の確保の部分でございますけれども、青梅警察署、青梅交通安全協会本部と連携を行ひまして、補助支援はもちろんですけれども、町のホームページ、広報おくたま、防災行政無線を通じまして指導員の確保に協力をしてまいるということで町長もご答弁させていただきましたけれども、関連性については以上でございます。

次に、地震計の部分でございますけれども、備蓄倉庫の点検の部分につきましては 1 月 1 日に能登半島地震が起こりまして、町ではそれ以降、町内に備蓄倉庫 31 か所、中・長期備蓄倉庫が 6 か所、計 37 か所ありますけれども、その中身の内容を確認するとともに、また、本年度は備蓄食料 4,200 食、備蓄飲料 1 万 488 本ということで更新を行っております。それらも含めて更新確認等を行い、今後の災害に備えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6 番、澤本議員さんからの再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

施政方針の部分ということで 3 点再質問をいただいております。

最初に、総合交付金の部分でございます。町の予算編成上、令和 5 年度、令和 6 年度ということで、東京都の市町村総合交付金を 14 億 3,000 万円という形で同額で計上をさせていただきました。そこで、これに対しまして東京都の総額予算のほうではかなりプラスになっているというところが質問の発端というところでございます。

その中で予算額に対して毎年実績の部分では多くいただいているというところで、そこのご理解はいただいているということで、ありがとうございます。

その次としまして配分割合というようなことのお話があったかと思います。町として努力という部分でどういったことがというお話でございます。東京都市町村総合交付金の配分につきましては、内訳に財政状況割、経営努力割、振興支援割といったようなものがございまして、財政状況割につきましては、その名称のとおりですので、そのときの基本的な計算式がありまして、財政規模、財政力等を勘案して配分されるもの、これが財政状況割というものになります。

それから、2点目の経営努力割というところ、こちらが市町村が取り組む経営努力に応じて配分という部分でございます。

そして、3点目、振興支援割というところで、市町村の公共施設整備等への支援ということで、いわゆるハード事業関係の部分の配分がこの振興支援割というようなものが出ております。

また、現在はこれに加えて政策連携枠というものもあります。東京都のほうはかなり待機児童の解消というようなことを言ったり、そういった点で奥多摩のほうは待機児童がほぼいないという状況ですので、ここの配分は現実には届かないというところもありますけれども、これも令和6年度のほうでは見直しを図るというお話をいただいております。

話戻りまして、この中でその名のとおりですけども、経営努力割という部分がございます。この中には例えば人事、給与、徴税努力、歳出削減といったような項目がありまして、東京都が独自にポイントを設定しておりまして、その中で交付額が算定されるというようなものでございます。

町のほうでは徴税努力割というところで、ご案内のとおり、町の徴税率が99.何%ということで非常に高いというところで毎年評価をいただいているところです。これが1つには努力の反映としては出てくるかと思います。

それから、人事給与はいわゆる定員管理とか、あと給与の部分です。そういったところでポイントが出てくる。歳出は文字どおり、予算決算の部分、こちらの歳出規模が余り大きいと、それがマイナスポイントになるというようなお話でございます。

実は、これ毎年変動いたします。努力なんですけども、各職員が行っている努力の結果が出てくるんですけども、一定の計算式の中で出てきますので、例えば徴税努力割なんかも多い年と少ない年が1億円から2億円の差が出るんですね。ただ、結果として町に交付される金額というのは、先程申したとおり、ほぼ15億円というような状況があります。現状といたしましては、経営努力割の部分というのは町税の部分でいうと、コンマ1%、うち変わらない年もあるんですけども、仮によそとの関係で改善率なんていうのも見られる

んですね。だから、よそがうちより低い徴収率なんだけど、そこが大幅に徴収率伸ばしてくると、そこに配分されてしまうという仕組みになっていたりしまして、そういったことで、一応算定式がそうになっているんで仕方がない部分はあるんですけども、町として見ればそこは改善してくれという話はしています。これも要望の1つでございます。若干見直しはされているようでございますけれども、それにしてもそこが年度によって、町のほうはほぼ変わらない努力を続けているのに反映されないという部分はございます。

それから、歳出削減の部分、町もかなり大きい金額の予算を組んでいますので、なかなか削減に繋がらないという部分もありますけれども、歳出削減の部分でいうと、令和5年度部分はプラスのポイントをいただいているというような状況でございます。

また、人事給与の部分につきましても若干のプラスマイナスはありますけれども、ほぼ同じようなポイントというような感じで推移しているという状況であります。

先程経営努力割の部分が年度によって何億単位で差が出るという話があったんですけども、その部分どこで補っているかという点と、振興支援割のうちまちづくり以外という項目の中にその他知事が認める対策というものがあります。今回令和5年度の算定の中でも39市町村があるという中で、東京都からの報告ですと、多くの団体がその部分では減額している中では、奥多摩町はその他知事が認める対策を認めまして増額いたしましたというお話をいただきました。こういった点も含めてトータルでは努力の成果が実っているのではないかというふうに感じているところでございます。

いずれにいたしましても町長からもご答弁を申し上げましたけども、予算のときに、今後庁舎の建設もありますので、過去もそうでしたけれども、鳩の巣荘の際もそうでしたけれども、そういった財政需要が発生する際には当然、増額の要望を当初の段階から行っていくということは現在も考えておりますので、今後その辺については対応を図らせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、施政方針に関する部分の2点目です。行革ということでBPRのお話をさせていただきました。BPRということで、業務の改革というお話でございます。議員さんのほうからは、議員定数の減の話もありまして、数字的なものが聞けたらというようなお話でございます。

BPRの推進につきましては、国の総務省のほうでも自治体のDXの推進ということに伴ってBPRも進めてくれということで、それに伴って町も今後実施していくということで、新庁舎の建設タイミングに合わせてというのは町長からご答弁を申し上げたとおりでございます。

ただ、ここの部分、数値的なというところで、可視化という部分でいうと、いろいろな業務の棚卸しをしてきて、それによって例えば今、全部人がしている仕事を一部の部分では自動化したりとか、システム化したりすることで、要は人的余裕が発生するかどうかというところをこれから見極めていくという作業になってきます。

ただ、現状として国のほうからも低所得者向けの給付だとか、定額減税も含めてもそうですけども、ちょっと前はコロナ対応とか含めて役場の中は現実には非常に人が足りないという状況です。ですので、BPRの意味としては、人員を削減するという目的よりもより住民サービスを維持向上させていくために、オートメーション機械化で済まされるものはそちらに任せて、今ある職員の中でいかに質を高めて住民サービスをしていくかというのがテーマです。

国のほうでも人的資源の有効活用という部分はあるんですけども、それがイコール人を減らしていくということには必ずしもすぐには繋がらない。結果としてそうなる場合もあるかもしれないんですけども、現状ここ数年、行革の会議等も行っておりますけれども、減らしましょうという状況には、業務量、また、休暇の取得率や残業の状況とか見ても、ちょっとそこまではいかないのかなというのが現実でございます。ですので、BPRの推進というところは、いかにして今の規模の中で質を高めて住民サービスが提供できるかというのが1つのテーマというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の長計の部分です。高齢者の方々への意見の聴取というところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、ここで全戸配布ということで長期総合計画の意見募集を行わせていただいております。この部分が分け隔てなくということで、皆様に見ていただく、また、以前のアンケートは1,000人という限定のアンケートでしたけれども、今回はどなたでも意見いただければお願いしますという趣旨のもので、そういったところでおのずと高齢者の方々にも手に取って見ていただいてということで対応していただけるかなというふうには考えているところでございます。

また、それに応じて町のほうもいろいろな、今回もそうですけど、ただ意見募集というだけじゃなくて今、町でこういうことをしていますよというお知らせもしながらの情報発信をして、検討過程、いわゆるプロセスを皆様にお知らせしていきましょうというのも1つの6期長計に向けてのコンセプトでありますので、その辺を大事にしながら、いわゆる年齢云々というよりも、皆さんも関わりを持ってやってくださいということで全戸配布をやっていきますので、まだ結果は、当然この先になりますけれども、そういう対応をさせて

いただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、ワークショップの件もなかなか高齢者の方が足が向かないというお話もあろうか
と思います。それはそのとおりだと思います。そういったことで、逆に今度は先程申し上げた全戸配布という形で、こちらから情報をお渡ししてということもありますので、その
辺のバランス見ながら進めていきたいと思ひますし、必ずしも住民だけではなくて、外か
ら来ている人の意見も大事にしなきゃというのがまた6期長計のコンセプトでもあります
ので、多様なご意見をいただいて、そういった部分で参考にさせていただきながら、6期
長計のほうの策定を進めてまいりたいと思っております。ご理解のほうよろしくお願ひい
たします。

長くなって失礼いたしました。以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 私からも市町村総合交付金についてちょっと触れさせていただ
きます。

本当にこの市町村総合交付金は、町村にとってまさしく命綱でありますので、これから
もししっかりとお願いをしてまいります。

答弁の中でも、財政状況のヒアリングを市町村課の皆様と担当課と繰り返して行ってお
りますが、もちろん予算執行の状況もそうなんですけれども、やはり町村の窮状を具体的
にお伝えするという機会、担当課からもその辺りを伝えてお願いしております。

それともう一つ、ふれあいまつりで東京都知事賞というワサビの賞を設けておりますけ
れども、そのご報告がてら知事と面会し、また、その場に副知事さんも同席されたりして、
特にこれからの庁舎建設に向けて、今までは庁舎建設というのは自費でやりなさいとい
うことでありましたけれども、多角的な面で市町村総合交付金だけではなくて、環境局さん
や産業労働局さんにもお邪魔して、多角的なその支援があるのかどうか、そういうことも
ちょっと折々に触れさせていただいてお願いをさせていただいております。

機会多く、やはり東京都に足を運びたいというふうにも思っておりますけれども、今後、
この庁舎建設が核となって予算も膨らんでしまいますけれども、その中でどれだけ支援を
いただけるか、我々の努力にかかっておりますので、しっかりとやってまいりますので、
ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） 時間もありますので、再質問というか、お願ひ部分が幾つかあ
ります。

まず安協さんについて今後、確保について協力をいただくということで、ありがとうございます。ぜひとも相談に乗っていただいて確保に、本当に身近にお世話になっている、確かにボランティア団体でありますけど、聞く場所がないので、ぜひ相談に乗っていただければありがたいと思います。

また、震度計に関しまして再質問させていただきました。早速、備蓄倉庫を点検していただいて本当ありがとうございます。そういうことを聞くと、町民は本当にありがたい、ちゃんとやっているんだな、心配してくれているんだなとなりますので、ありがとうございました。そういう確認をして 37 か所ですか。ありがとうございます。

施政方針の関係でございますが、何で総合交付金を聞かせていただいたかといいますと、平成 28 年度ぐらいが 15 億円台がほとんどもらっていたんですけど、そのときはまだ総合的な東京都予算は 500 億円台でしたよね。だんだん令和 2 年度から 585 億で、ついに 620 億ということで増えてきているので、それに伴って、いろんな努力をされているんですけど、少なくとも 100 億近く都は多くなってるのであれば、町ももう少しもらえてもいいんじゃないかと、普通に単純に考えるとそう考えるんですけど、もちろん先程ご説明等の努力ということをされての結果だと思ってますし、今までがどうだったのか分かりませんが、町長もご答弁ありましたように、ぜひとも引き続き多くの努力をしていただければありがたいと思います。

また、5 年度が実際確定して発表になってますよね。奥多摩町がもらえるのは 15 億 1,000 万円ですよ。5 年度最終確定ということで。そういうことから、今度は 620 億の総支給ということで、まだ来年の 3 月に向けて、少なくとももう少しくれと言って、そういう努力をいただければ本当にありがたいなと思ってますし、これは長年、東京都との付き合いということで、大変な部分はあるかと思いますが、ご努力をぜひしていただきたいと思います。本当にこのお金は大切なお金でございますので、よろしくお願いします。

2 点目の行政改革についてですが、先程言いましたように議員は本当に身を切る思いで 2 名を削減したわけですから、昨年 6 月に議会で承認した中で、賛成する議員も反対する議員もいたわけですよ。4 年後でもよかったんじゃないかという人もいたり、いや今が適正だといろんな中で、私も削減に賛成した一人ですけど、それは町のためと思っていろいろ賛成したわけでございますので、ぜひともそういう意味で財政的な部分で少しでも協力できれば、町の将来を考えてということで、去年の議長だった高橋議長が一生懸命音頭を取ってそういうことを実現されてきたわけでございますので、ぜひとも数字的に見える

部分で町もご努力をいただければありがたいなと思います。

実際の例えば数字的なもので分かりませんが、これで職員の給与については、例えば令和3年は総合計が8億9,200万円、4年度が9億5,500万円、5年が9億8,300万円、6年度では10億1,000万円ということで予算が出てますよね。そういうことで増えてるんですよね。それが悪いということではありません。数字的にいろんなものは、例えば課の統合も含めて、目に見えるものをしていかないと町民は分からないんじゃないかと思います。

いろいろご苦労があったり、庁舎建設に向けていろんなやることもあって、人手も足りないというお話もありまして、でも、改革をやっていくということは5期長期総合計画が終了しますけど、その項目に入ってるんで、それはそれに何かこういうことを見せてやっているということの証をしていないと、去年6月に我々が削減したということの意図が伝わらないんじゃないかという残念な部分があったもので、質問させていただきました。

また、長期総合計画については、52%が高齢者ということで、再三いろんなことを含めて、その意を酌んでいただくということで、なかなか年配者はパソコンや機械が疎いので、そういう意味で、もちろん声かけも含めて口頭でもいろんな関係で意を酌む努力をしていただきたいということのお願いで終了したいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 返答は要らないということでよろしいですね。

○6番（澤本 幹男君） はい。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開します。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、原島幸次議員。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 10番、原島でございます。

1点質問させていただきます。奥多摩町の積極的な観光対策についてでございます。

奥多摩駅を降りた観光客の方々が自然を味わう中で奥多摩湖までの奥多摩むかし道を散策されております。観光案内所でパンフレットをもらい、いざ歩きはじめると、むかし道の入り口までが分かりにくいと言われる方がおります。もっと誘導したり、案内する必要があるように思われます。

また、奥多摩駅を出たところに 24 時間いつでも町のパンフレットを取得できる観光 P R コーナーの設置はできないかと考えます。奥多摩駅を降りて、むかし道の誘導看板の設置などで多くの観光客が来町していただきたいと思います。

また、むかし道を歩くと、スギやヒノキで暗いところもありますが、近年、境や惣岳地域でスギやヒノキを皆伐し、明るくなり、滝や川が見え、景色もよく、奥多摩に来てよかったと感じていただけたと思います。

惣岳地区から中山下までの区間で植樹したモミジ数十本が大変大きくなり、秋の紅葉時期になると、その樹木は紅葉するが、それ以外の区間では、残念ながら雑木の中にちらほらモミジなどが紅葉する状況が確認できますが、その紅葉するモミジやカエデなどを活かしてはどうかと思います。

地権者の同意が得られ、雑木がなくなり、この区間が 50 年や 100 年規模の見応えのできるようなモミジ林の名所となるようにと思いますが、そのような仕掛ける対応はできないかと考えます。

また、町内にはモミジの時期になるとあちこちでモミジなどの紅葉する木々が見られます。その中には、大木で記念物になるような木もあり、四季折々に一本でも観光の目玉になるものもあると思われますが、町はそれらの調査を実施したことがございますか。なければ自治会や土地地権者の協力により調査をし、町の観光の目玉にすることはできないものか、町のお考えをお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、奥多摩町の積極的な観光対策についてにお答えいたします。

議員からは、奥多摩町の積極的な観光対策について、1 点目として、奥多摩むかし道についてのご質問及びご提言をいただきました。町のウォーキングコースの 1 つであり、セラピーロードにも認定されている奥多摩むかし道は、白髭神社、惣岳の不動尊などの神社や道祖神、馬頭観音などの石仏があり、昔をしのばせる見どころが点在し、また、多摩川のロケーションが素晴らしいことから、特に人気のウォーキングコースであります。

議員からは、むかし道の入り口までが分かりにくいという声があるとのこと指摘をいただき、誘導看板の設置についてもお提案いただきました。

観光産業課を通じて観光協会に確認したところ、はじめてむかし道を歩かれる方で、特に南氷川の国道からの入り口やその先のむかし道の入り口である左折箇所など分かりにくい箇所があったとの声を確認できましたので、誘導表示の設置も含め、分かりやすい案内ができるよう観光協会とも連携し、検討をまいります。

なお、奥多摩駅を出たところに 24 時間いつでも町のパンフレットを取得できる観光 P R コーナーの設置はできないかについては、奥多摩駅構内の空きスペースに設置が可能か、今後 J R と協議し、検討をまいります。

次に、むかし道の伐採後の景観対策について、モミジ林の名所となるような仕掛けができないかのご質問をいただきました。町では平成 26 年度から東京都の 10 分の 10 の補助金を活用し、むかし道を中心とした景観伐採事業を実施しており、約 4,900 本のスギやヒノキを伐採し、観光客や住民の皆様から景色がよくなったなど好評の声をいただいております。

また、伐採後の景観対策という意味では、議員からお話のありました名所となるような仕掛けとして、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間、伐採した箇所にヤマザクラ、モミジ、ミツバツツジの苗木約 2,400 本の植樹を行いました。シカの被害などによりほとんどの苗木に被害が出てしまいました。このような状況もあり、現時点では新たな植樹の計画はございませんが、伐採後の景観対策につきましては、引き続き景観が損なわれないよう対策を検討をまいります。

次に、2 点目の町内には紅葉の時期になるとあちこちでモミジなど紅葉する木が見られ、その中には大木で記念物になるような気もあり、四季折々に一本でも観光の目玉になるものもあると思われるが、町はそれらの調査を実施したことがありますか、なければ自治会や土地地権者の協力により調査をし、町の観光の目玉にすることができないものか、町の考えをお伺いいたしますについてですが、町では、第 4 期長期総合計画に掲げた観光ビジョン策定委員会により提案を受け、平成 20 年度に 21 の集落ごとに集落全図、歴史、見どころ、宿泊施設などを掲載した「奥多摩山里歩き絵図」を作成いたしました。この「山里歩き絵図」は、山や川などの自然を破壊することなく、また、物をつくるわけでもなく、我々が日常的に利用している里道を観光客にも歩いてもらい、21 の集落にある見どころを楽しんでもらおうという極めてシンプルで斬新な内容となっており、各自治会や住民の皆様のご協力により完成したものとなっております。

議員からの、町はそれらの調査を実施したことがありますかとのご質問の回答とは若干異なるかもしれませんが、そういった意味では、むかし道のイロハカエデや巨樹・巨木及び紅葉の見どころを紹介するなど、各自治会や住民の皆様のご協力もあり、各集落の観光の目玉をある程度は調査できたものと考えております。

今回、議員からは積極的な観光対策についてご質問いただき、観光の目玉となる観光資源について積極的に情報発信を行い、観光客誘客を図るご提言であると受け止めておりますので、引き続き観光客の皆様に町の魅力を発信できるよう努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） ご答弁ありがとうございました。

今、師岡町長からお話がありましたように、むかし道につきましては、東京都の文化財でございます白髭神社もあり、或いは馬頭観音があつたり、道祖神があつたり、非常に歩いていてもすがすがしい感じがして、春になり、秋になれば観光客の皆さんがダムまで歩く方が非常に多く見えます。

しかしながら、奥多摩から小河内へ歩きますと、左の多摩川がよく見えるんですが、右のほうが急峻な地形なもので、非常に落石も多く、常日頃危険性が含んでおります。これからは観光シーズンでございます。ぜひ町のほうもよく十分に安全対策を考えていただいて、多くの皆様が奥多摩に来てよかったというような声が聞ければ、また移住する方も増えてくるんじゃないかと思います。ぜひその辺も合わせましてお願いしたいと思います。

特に再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、9 番、高橋邦男議員。

〔9 番 高橋 邦男君 登壇〕

○9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

自分のほうからは2件質問させていただきます。

1 件目です。地域ささえあいボランティア事業についてお伺いいたします。

社会福祉協議会に委託した地域ささえあいボランティア事業は、過疎化、高齢化の進む当町においては、外出援助、足の確保という面においては重要な事業であると思っています。

この事業は、住民ボランティア（協力会員）、或いは特別協力会員というのもありますが、の協力を得て、医療機関の送迎や買物などを援助する有償ボランティア事業で、利用者は定められた料金を支払うことになっています。この有償ボランティアというシステム

は、利用者、協力者がお互いに気兼ねなく利用でき、地域での支え合い意識の推進にも繋がるシステムであると思っています。

今後、この事業を充実させ、持続させていくためには利用者の負担軽減や事業を支える協力会員の確保が必要となります。

私が令和2年9月議会で質問した際、利用者の負担軽減については、利用者、協力会員の声を聞きながら検討していかなければならないと考えておりますという答弁もありました。

そこで、次の質問にお答えください。

地域ささえあいボランティア事業における利用者の負担軽減と協力者確保について町の見解をお聞かせください。

2件目の質問です。日照確保対策事業についてお伺いいたします。

町は、日照の確保が困難な住宅に対して、支障木を伐採することで住民の快適な生活環境を確保することを目的に支障木の伐採費用の一部を助成する日照確保対策事業を平成12年に制定しました。その助成金は、1本2,500円を基本とするもので、当初は1,500円だったのが1,000円上げていただいて1本2,500円になりました。尾根筋や伐採困難場所については500円加算されます。

ただ、この金額では補償費や伐採費用を考えると、受益者の負担が大きく、事業への申請に踏み切れない状態であります。ちなみに、この5年間にこの制度を利用した件数は3件しかありませんでした。

私が平成27年3月議会で質問した際に、多摩の森林再生事業を森林の公益的機能の回復と合わせ、景観整備や日照確保対策にも役立てたいと考えておりますという答弁がありました。また、第5期長期総合計画の基本計画においても日照確保対策の推進を挙げています。

なお、町の令和5年度一般会計予算では、日照確保対策事業100万円に対して多摩の森林再生事業は約2億4,550万円、水の浸透を高める枝打ち事業は約1億3,380万円、合わせて約3億7,930万円ととても大きな予算が組まれています。

そこで、次の質問にお答えください。

日照確保対策事業に対して2つの森林再生関係事業の活用ができないものでしょうか。町の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、地域ささえあいボランティア事業についてお答えをいたします。

ご質問の事業における利用者の負担軽減と協力者確保について町の見解をお聞かせくださいについてですが、議員からは令和 2 年第 3 回町議会定例会の一般質問において、町の高齢者対策事業の現状と今後についてご質問いただき、令和 2 年 7 月時点の地域ささえあいボランティア事業の内容をお答えしておりますので、その後の事業の状況についてお答えをいたします。

この地域ささえあいボランティア事業は、現在も引き続き町が社会福祉協議会に事業委託して実施しており、事業の利用の際や同協議会開催のボランティア団体代表者連絡会などを通じて利用会員、協力会員のご意見を伺いながら、社会福祉協議会事務局と所管の福祉保健課で協議を行い、昨年、令和 5 年 3 月には実施要綱の一部改正、10 月にははじめてボランティア募集説明会を実施したところであります。

具体的には実施要綱の一部改正では、車での送迎等を利用した場合の加算分、保険代相当分の 1 回 50 円の加算を廃止し、利用者負担の軽減を図った一方、協力者の確保といたしましては、社会福祉協議会の広報においてボランティアリレートークを毎号掲載し、協力会員の声を広く周知するとともに、ボランティア募集を町広報にも掲載の上、社協職員と町職員による合同の説明会を実施したところであります。

これまでの事業の実施状況といたしましては、協力会員は、令和 3 年 3 月末の 46 人から 5 年 11 月末で 52 人と 6 人増となり、一方、利用会員も令和 3 年 3 月末の 178 人から 5 年 11 月末で 182 人と 4 人増となり、利用回数はコロナ禍前の平成 30 年度の 420 回から令和 4 年度は 666 回と、主に病院受診や買物を中心に大きく上回る状況となっております。

町といたしましては、65 歳以上の高齢者人口の減少傾向が続く中、75 歳以上の方、独居または高齢者のみの世帯の割合は今後も増え、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続するため、この地域ささえあいボランティア事業は必要不可欠な事業であることから、来年度に向け、地域ささえあいボランティア事業のほか、各種配食サービスのボランティアの担い手確保として、住民の方だけでなく、町内事業者単位で協力体制を構築できないか検討を重ねており、また、今年度改定の地域高齢者支援計画においても制度の周知を行い、協力会員を確保し、利用の促進を図るものとする取組方針を継続して掲げておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、日照確保対策事業についてお答えいたします。

日照確保対策事業は、長期的な林業不況によりスギやヒノキが伐採されないことに伴う

住宅への日照障害に対し、町が助成を行い、支障木を伐採することで住民の快適な生活環境を確保することを目的に平成 12 年度から事業を開始し、24 年が経過しようとしております。

事業開始当初の助成額は、立木 1 本当たり 1,500 円としておりましたが、平成 27 年第 1 回町議会定例会の一般質問において高橋議員から助成額の見直しについてのご提言を受け、立木 1 本当たりの助成額を 2,500 円へ、尾根筋など遠隔地または家屋等が隣接し、伐採方向が限定されるなど、伐採困難な場所について立木 1 本当たり 500 円を加算する見直しをさせていただきました。事業開始からの申請数は延べ 23 自治会で、伐採本数は 1,800 本、助成総額は約 1,000 万円となっております。

しかしながら、議員からご説明がありましたとおり、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の申請件数は 3 件と少なく、令和 5 年度においても申請はございませんでした。

ご質問の日照確保対策事業に対して 2 つの森林再生関係事業の活用ができないものでしょうか、町の見解をお聞かせくださいについてですが、多摩の森林再生事業は、東京都と森林所有者の間で 25 年間の協定を結び、協定期間中におおむね 2 回の間伐を行い、1 回当たりの本数で約 3 割の伐採を行うもので、水の浸透を高める枝打ち事業は、多摩の森林再生事業において 1 回目の間伐を実施した 3 年から 5 年後に当該森林の約 7 割について枝下から一律 4 m 枝打ちを行うもので、いずれの事業も健全な森林への再生を促し、森林の持つ公益的機能の向上を図ることを目的としております。

日照の確保が期待できる尾根筋などについても両事業を実施しているケースはございますが、対象範囲内で日照を障害する支障木を全て伐採する日照確保対策事業とは異なり、25 年間の協定期間に 2 回の間伐と 1 回の枝打ちを行うものとなるため、対象地区の住民の方が日照の確保を得られたと実感することは若干難しい部分がございます。

しかしながら、日照確保に一定の効果は得られていると考えておりますので、尾根筋など日照確保が期待できる箇所があれば、引き続き間伐や枝打ちなどの森林再生関係事業が実施できるよう調整してまいりたいと考えております。

なお、日照確保対策事業につきましては、自治委員会議の中でも自治会の負担が大きいため、助成額の見直しを検討してほしいとの要望があったことから、令和 6 年度に助成基準の見直しを予定しております。助成基準の見直しについては、現行の立木 1 本当たりの助成額を 2,500 円及び伐採困難な場所について 500 円を加算とする基準から、支障木の伐採に要する経費の 5 分の 4 以内の額及び伐採する支障木の補償費として 1 本当たり一律 1,500 円を乗じた額の合計額とし、200 万円を上限に助成を予定しておりますので、ご理解

を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 再質問をお願いします。

答弁のほうありがとうございました。

まず地域ささえあいボランティア事業のほうで、答弁にもありました利用者の会員の方も増えてるし、協力会員のほうもいろいろ広報等、或いは説明会等を行って協力を仰いで増えているなということがありました。また、利用回数も発足当時に比べると非常に多くなってきたなという印象を受けました。

それで、多少努力していただいて負担軽減とか、協力者の確保についてもやられているとは思いますが、更にもっとそれを拡大してほしいというのが個人的な意見であります。

例えばある人が言ってたんですが、利用会員の方、今 190 名近くですか、いるということですけど、その方に例えば利用券、或いは利用割引券、タクシー利用券というのは福祉のほうでありますけど、それと似たようなあれだと思うんですけど、例えばそういうものを配布してあげるというのが 1 つあるんじゃないかなと思うんですね。

今ちょっと計算してみたんですけども、人数 190 人利用者の方がいるとして、利用割引券、例えば 1,000 円の割引を 1 年間に 10 枚利用者の方に配布したとすると、190 万円ほどかかるんですね。ですから、そのぐらいであれば、全額を無料というのはちょっとまずいと思うんですね。やっぱり有償ボランティアということですから、割引を少しでもしてあげれば、利用者の方は喜んでいただけるかなというふうに思ってるんですけども、その辺のことは町は考えられるかどうか、ひとつお願いしたいと思います。

それからもう一点は、日照確保事業のほうなんですけど、森林再生、それから水の浸透を高める、2つの事業とはちょっと事業の内容が異なってるからなかなか難しいかなというのを今、答弁聞いていて思いました。

6年度の予算のほうでは予算づけが増えていると思うんですが、前に 27 年に自分が答弁を受けたときに、多摩の森林再生事業を森林の公益的機能の回復と併せて景観整備や日照確保対策にも役立てたいと考えておりますという答弁を受けたんです。ということは、多少東京都のほうにその辺の事情をお話しして、多摩の森林再生事業とか、水の浸透を高める事業なども本来の日照確保の部分にも活用できるような交渉をしたのかどうか、要望したかどうかについてお伺いいたします。

以上 2 点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 9 番、高橋議員の再質問にお答えをいたします。

まず 1 点目、地域ささえあいボランティア事業に関連してでございますけれども、高橋議員からご提言ということで、利用割引券ということでご提言、ご提案をいただいたところでございます。

町長からの答弁もございましたけれども、本事業は、町が社会福祉協議会に委託をしている事業でございますので、町といたしまして社会福祉協議会とも協議をさせていただきながら、割引に当たっては、その費用について委託料も更に確保する必要があるでございますので、そういった点も含めて、財源確保も含めて検討させていただきたいと存じます。

なお、議員からは 190 名の会員、全ての方というようなご提案もありますけれども、例えば 1 つの考え方として、全てでなく 75 歳以上の方から、もしくは独居の方、もしくは高齢者のみの世帯というような形も含めて検討させていただきたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、高橋議員からの 2 点目の再質問のほうにお答えをいたします。

27 年度のときに一般質問いただきまして、当時町長からのご答弁の中で、森林再生関係事業を含めて日照の確保を図っていきたいというようなご答弁があったという状況の中で、その後、東京都のほうに対して森林関係事業ですか、2 つの事業、日照確保について事業として進められないかというような要望をされたかどうかというようなご質問かと思っております。

先程町長の答弁の中でもありましたけれども、森林再生関係事業といたしましては多摩の森林再生事業と水の浸透を高める枝打ち事業ということで、間伐と枝打ち事業のほうを実施しておりまして、先程若干事業の内容も説明がございましたけれども、森林の公益的機能の回復と健全な森林再生を図るということで、やはり手入れをされてない森林につきましましては、土壌のほうに光が入らずに健全な森林再生ができないというようなところもございまして、制度上、間伐については先程ご説明をさせていただいたとおり、25 年間の協定の中で 2 回の間伐、それも 3 割の間伐というところと、枝打ち事業につきましましては 1 回目の間伐後に 7 割の枝打ちを行うということで、制度自体が決まっているところがございまして、具体的には東京都に対して日照確保を図るような改正をしてほしいというよう

な要望はしておりません。

ただ、場所によっては、3割といっても対象範囲の中で日照が確保できるような場所があれば、その部分を若干重点的に間伐を打つというようなことは可能でありますし、その都度その部分を東京都に協議をするとかそういうことはなく、町のほうの判断で実施できるということもございますので、そういった部分では対応は可能なのかなというふうに考えております。

ただ、先程町長からご説明がありましたとおり、なかなか間伐と枝打ちを行った部分で住民皆様の日照が確保できたなというふうに実感できるのが難しい部分がございますので、この辺りは令和6年度で若干その事業の見直しを行いながら、申請件数が増えて日照確保対策事業が進められればと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） 特にありません。どうもありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、9番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、4番、相田恵美子議員。

〔4番 相田恵美子君 登壇〕

○4番（相田恵美子君） 4番、相田でございます。

冒頭に、このたびの能登半島地震で被災された方々の一日も早い復興と犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

私からは3件ご質問させていただきます。

1件目です。施政方針について。今議会の初日に表明されました師岡町長の施政方針について2点ご質問させていただきます。

1点目ですが、先程澤本議員のほうからもございましたが、長期総合計画についてです。

町の最上位の計画である長期総合計画は、令和7年度から第6期がスタートいたします。これからの奥多摩のまちづくりの指針となる計画ですので、今回の策定は、これまでの形と異なり、長期総合計画策定に関わる若手職員ワーキンググループの設置や住民ワークショップと住民がダイレクトに関わり、そして、発言できる機会があり、官民協働で奥多摩の未来像を共有できる実感がございます。

先日の全員協議会でも担当の山宮課長からも詳しいご説明をいただいたところですが、町の未来を示唆していく新たな策定の取組について師岡町長の熱い思いをお聞かせいただきたいと思います。

2 点目です。マイクロツーリズムの創出について。J R 東日本と株式会社さとゆめの共同出資会社、沿線まるごと株式会社では、沿線まるごとホテルの中核となる宿泊施設のブランド名を「S a t o l o g u e（さとログ）」とし、古里地区に令和 6 年度内開業が決定、「S a t o l o g u e（さとログ）」についてはマスコミ等でも取り上げられ、また、テレビでも報道されたので、住民の方々の関心も高く、これからの町の観光発展に寄与することが期待される事業だと思います。

町長からは、この開業を機に新たな滞在型観光、マイクロツーリズムの創出に向けた連携を図っていくとのこととあります。

マイクロツーリズムとは、自宅から一、二時間の距離の近場で行う旅行や観光のことで、都市部に近く、雄大な自然を有する奥多摩町は、まさにマイクロツーリズムの創出には最適です。町として具体的にマイクロツーリズムの創出に向けて「S a t o l o g u e（さとログ）」とどのような連携を考え、また進めていくのか、お伺いします。

2 件目です。防災業務に女性参画を。

令和 3 年に災害基本法が改正されたことを受け、改定された奥多摩町地域防災計画の目的等には、「町は、災害基本法の改正趣旨等や都の計画も踏まえて、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく」と記されております。

内閣府のデータによりますと、全国の市区町村では、女性の防災職員がゼロという自治体が 55%であり、これは令和 5 年 4 月時点のデータであります。奥多摩町もそのゼロ自治体の中にあります。

計画を推進していくためには、女性の防災職員の視点が必要だと思われます。国は、東日本大震災、熊本地震などで女性職員の参画を促しましたが、現状は進まず、今般の能登半島地震でも同様の課題が顕著に現れているそうです。生理用品や下着等の救援物資を男性職員から受け取るという抵抗感は当然であり、授乳や着替えなどへの細かい配慮も必要だと思います。

地震に限らず、自然災害は時を選ばず、場所を選ばず、そして、人を選びません。備えあれば憂いなしと申しますが、備えの中に女性視点は必須であります。

以下、ご質問させていただきます。

奥多摩町では現在、防災担当の女性職員の存在はありませんが、今後、奥多摩町地域防災計画の目的に沿って職員だけではなく、町の防災業務に女性の参画をどのようにお取り組みされますか。

3 件目です。高齢者等の散髪訪問サービスの提案であります。

人は年を重ねても、どのような状況にあっても身だしなみに配慮する姿勢は大切です。

高齢の住民の方から、次のようなご要望をいただきました。この方はご病気を患い、自宅で療養されている方です。美容院に自力で行けず、これまで家族に送迎を頼んでいたが、高齢になり、外出することも困難になった。町に散髪などの訪問サービスがあれば助かります。町外に住む娘さんから散髪訪問サービスの情報を聞き、ご自分も含め、町に散髪訪問サービスを必要とする住民がいることを知ってほしいというご意見でした。

近隣の自治体では、檜原村、日の出町、青梅市、福生市、あきる野市などが外出困難な高齢者、障害者等を対象とした同様のサービスを実施されています。サービスを受けることで得られる住民の意欲向上、また、フレイル予防効果にも期待されるかと思いますが、ご質問させていただきます。

近隣の自治体の実施状況を鑑みても奥多摩町にも必要不可欠なサービスではないかと思っています。町のご所見をお伺いいたします。

以上 3 件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、相田恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、施政方針についてお答えをいたします。

1 点目の令和 7 年度からスタートする第 6 期長期総合計画に関して、町の未来を示唆していく新たな策定の取組について町長の思いをお聞かせくださいについてですが、2 月 21 日に開催いただきました議会全員協議会では、企画財政課長から現在の第 5 期長期総合計画の振り返りを含め、説明をさせていただきました。

平成 25 年度からはじまった第 5 期長期総合計画の策定に当たっては、当時のまちづくり計画住民委員会が町長の諮問機関でありましたが、50 名から成る委員が 5 つの専門部会を組織し、約半年間にわたり検討を重ね、平成 26 年 4 月には当時の小澤春義まちづくり計画住民委員会委員長から答申書が提出され、その後、役場庁内において策定委員会及び検討会議が組織され、策定作業を進めるとともに、平成 26 年 9 月にはタウンミーティングやパブリック・コメントを実施いたしました。

この専門部会には相田議員をはじめ、現在ここにいらっしゃる複数の議員皆様も委員として参画されており、私も当時は議員として教育・文化部会の副部会長を務めさせていただきました。

翻って、今回の第6期長期総合計画の策定に向けた取組では、はじめての試みとして役場の若手職員で組織するワーキンググループの設置や今年の1月から2月にかけて議員皆様をはじめ、住民や関係人口など、地域と多様な関わりのある方を対象とし、多くの皆様のご参加をいただき実施いたしましたワークショップの開催、そして、この3月5日から3月25日までの期間で皆様方からの意見募集を実施するなど、まずは多くの皆様からご意見をちょうだいし、その上で具体的な計画の策定を進めてまいりたいという考えを基本としております。

また、今回は、住民等との協創を重要なテーマに掲げており、そのためには只今申し上げた多様な方々との関わりを持つことや計画づくりを進めていく上で検討の過程（プロセス）をお知らせしていくことが大切であると考えており、現在行っております意見募集に当たりましては、単なる意見募集だけではなく、昨年実施いたしましたまちづくり住民アンケートの結果概要や多摩大学との連携並びにワークショップの開催状況など情報発信にも配慮した上で、全戸配布並びに町ホームページへの掲載をしております。

こういった今回の取組に至った経緯につきましては、先程申し上げた10年程前に経験いたしました第5期長期総合計画の策定における委員としての参画が挙げられ、そこが一つの転換点になったものと考えており、同時に、今回アドバイザーとしてご協力をお願いしております多摩大学総合研究所の所長でもある松本教授とも考え方が一致したということでございます。

このことをもう少し掘り下げますと、私がワークショップの開催チラシでも触れておりますが、過疎化が進む町で多くの課題を行政だけで解決することは容易でないということであり、松本教授のコメントでは、長期総合計画を町の未来をみんなで作るための設計図としており、これは行政だけでなく、町内外の皆さんと一緒につくるものと位置づけ、一人一人の声を聞かせてくださいとしております。

今回、役場の若手職員で組織するワーキンググループの勉強会では、次世代人材の育成を含め、いかに自分事として捉えるか、同時に住民をはじめ、関係する多くの皆様も行政にお任せでなく、いかに自分事として関わっていただけるかを大切にしておりますが、こういったところも現在の地方自治体が置かれている状況が10年前とはさま変わりしていることを現しているものと考えます。

いずれにいたしましても新たな長期総合計画が多くの皆様に親しまれ、日常的に手に取っていただける、或いは頭の片隅に置いて生活をしていただけるような設計図となり、ボトムアップ的な作業やご意見の反映など、親近感を持っていただけるよう心がけてまいり

たいと考えております。

2点目の町として具体的にマイクロツーリズムの創出に向けてどのような連携を考え進めていくのか伺いますについてですが、議員からは沿線まると株式会社事業展開する「S a t o l o g u e（さとログ）」の開業を機に、新たな滞在型観光、マイクロツーリズムの創出に向けてどのような連携を考え進めていくのかとのご質問をいただきました。

沿線まると株式会社が事業展開する沿線まるとホテル事業は、J R 東日本の駅舎や鉄道施設などをホテルのフロントとして活用することや沿線集落の古民家や空家をホテルの客室に改修して、地域住民がホテルのキャストとなって接客・運営を行うことで、沿線を丸ごと楽しめるホテルの世界観を構築し、新たな滞在型観光、マイクロツーリズムの創出を図ることを目的として事業となり、今回、古里地区に開業を予定している「S a t o l o g u e o m e（さとログ おうめ）」は、当事業の中核となる宿泊施設となります。

この事業は、その地域ならではの特産品や体験をコンテンツ化し、提供することで、地域を丸ごと楽しめる新たな滞在型観光を目指しており、駅周辺の集落や溪谷の散策、ワサビ田めぐりや地元の生産者との対話など、その土地ならではの暮らしと歴史・文化を感じてもらう様々な取組を行うものとなるため、町の長年の課題であった日帰り観光から滞在型観光への転換が図れる1つの事業として期待しております。

ご質問のマイクロツーリズムの創出に向けてどのような連携を考え進めていくかにつきましては、当事業がこれから本格的に実施される事業であり、具体的な連携については、今後、沿線まると株式会社と協議してまいります。町の特産物であるワサビの振興や森林セラピー事業などの体験コンテンツの活用など、自然豊かな町の観光資源の活用が図られるとともに、地域住民との交流や参画、また、地域の活性化も図られることから、観光協会とも連携し、奥多摩の魅力を活かしたマイクロツーリズムを検討してまいります。

次に、防災業務に女性参画をについてお答えいたします。

奥多摩町では現在、防災担当の女性職員の存在はありませんが、今後、地域防災計画の目的に沿って、職員だけでなく、町の防災業務に女性の参画をどのようにお取り組みされますかについてですが、行政による防災対策や災害対応における様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、災害現場、特に避難所において女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないという問題は、ご質問にもあるとおり、東日本大震災をはじめ、これまでの災害でも課題として指摘されてまいりました。

これを受け、内閣府男女共同参画局では、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性

の視点、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、都道府県や区市町村の取組の指針を示しました。

このガイドラインにおいて自治体は、防災に関する政策の意思決定過程に関わる防災会議委員や防災担当局に女性の参画を推進すること、自主防災組織や地域の防災リーダーを育成する際や避難所を運営管理する際などに女性の参画を推進すること、また、避難所などの災害現場において男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、女性の意見に積極的に配慮することなどが指針として記載されております。

しかし、議員のご指摘のとおり、内閣府が実施した地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に関わる取組状況フォローアップ調査の結果からも、特に区市町村においてそれらの取組が十分に進んでいないことが分かります。

奥多摩町においては、地域防災計画の中で、防災会議などへの女性の参画の拡大、備蓄品の調達や避難所運営における女性への配慮に関する具体的な留意事項などをうたっております。

備蓄品については現在、登計原にあります町の防災倉庫に生理用品を備蓄し、各地域の避難所でのニーズに合わせて運搬する体制を取っているほか、今後、避難所において更衣室や授乳室の役割を果たせるテント型パーテーションの購入も計画をしております。

ただ、防災会議への女性の参画につきましては、防災会議条例に基づき、自衛隊や警察、消防、東京都各局、町内関係機関の職員についている方を委員としている関係上、結果として委員 26 名中女性は 2 名にとどまっているのが現状です。

また、ご質問をいただいた町の防災・危機管理を担当する職員についても災害や消防における現場対応や夜間対応などを考慮し、現在、総務課交通防災係 3 名は全て男性としております。

防災会議及び町防災担当職員の女性参画の拡大の推進について、現段階では町としての具体的な対策を申し上げることはできませんが、令和 5 年 4 月に女性消防団員として 7 名の方に入団いただき、女性の視点を活かし、地域の防火・防災に参画していただくことが可能となりました。

今後、地域防災計画や災害時の役場庁内体制、或いは町の行政組織を見直していく中で、女性の参画や災害時の女性への配慮をより進めていけるよう、協議、検討を行ってまいります。

次に、高齢者等の散髪訪問サービスの提案についてお答えいたします。

近隣の自治体の実施状況を鑑みても奥多摩町にも必要不可欠なサービスではないでしょ

うか、町の所見を伺いますについてですが、出張理容及び出張美容につきましては、国は、理容師法及び美容師法のほか、それぞれの法施行令において東京都は、理容師法施行条例及び美容師法施行条例において原則、理容・美容の施術は保健所の確認を受けた理容所・美容所で行わなければならないと規定されておりますが、特別な事情がある場合のみ、出張でその業務を行うことが認められております。

その特別な事情のうち、疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合と規定し、その他の理由については、国は厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知を平成 28 年 3 月に発出し、疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるものと具体的に定めております。

これを受け、近隣自治体では、おおむね要介護認定 3 以上の方を対象として訪問での理髪サービスを実施している状況にあります。

町では、所管である福祉保健課において、これまで訪問での理髪サービスの導入に向けて検討した経緯はなく、また、3 年に一度、介護保険事業計画の改定に当たって実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、毎回今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスはありますかとの質問を設けており、直近では昨年 6 月に実施したところではありますが、その回答において訪問での理髪サービスのニーズは、その他の自由記載で 1 件のみの状況でありました。

今回、議員からは、高齢の住民の方からの要望を受けてご提案いただいたところであり、今後、福祉保健課において町内外の理容所または美容所への利用状況を把握し、その利用に際して移動支援として地域ささえあいボランティアで対応でき得るのか、もしくは対応できない場合に訪問での散髪サービスを実施できるのか、研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 番、相田恵美子議員の一般質問に対する再質問から行います。相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4 番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。

まず1 件目の長期総合計画についてです。先日の議員全員協議会のときもお話しさせていただきましたが、住民参加型ワークショップに古里地区、氷川地区、小河内地区の3 地域全てに参加させていただきました。同じ奥多摩町内でありながら、3 地域の異なる課題を目の当たりにしたワークショップは、私的には大変有意義な時間でしたし、また、町内外の方々と多く知り合う機会にも恵まれてとてもよかったと思っております。

アドバイザーの松本先生も、先程町長おっしゃっていましたが、町の未来をみんなでつくる、自分事として考えるというようなコンセプトで、最後にもおっしゃっていましたが、住民でない方が多く参加されるのは大変珍しいそうです。従来の策定方法を大きく変える取組のポイントの中に関係人口も含まれているという、そういう現れではないかと思いました。

それで、質問なんですけれども、今後ぜひこのような取組を様々な形で立ち上げていただき、その折には町長をはじめ、幹部職員の皆様、住民としてぜひとも参加していただきたいと思いますが、そこら辺をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

2 件目の防災業務に女性参画をについての再質問ですが、1 月 18 日、たしか日曜日だったと思います。NHKで奥多摩の女性消防団のことが放映され、よく紹介されておりました。全国的にすばらしい取組であると絶賛されて、町民としては誇りに思ったところです。全国的に放映されたので、奥多摩町は防災に対して大変意識の高い地域だというふうに思われていると思うんですね。

それで、女性の防災職員がゼロというのは、やはりいかなものかと思いますが、例えば各課の業務でなくとしても、防災担当みたいな感じで位置づけすることはできないかなと思いますが、全国的に言えば乳幼児専門に受け入れる避難所も広がっているそうです。これからは女性の防災職員の視点というのが必要になってくる時代になります。そこら辺をどのようにお考えになるのか、お伺いいたします。

3 件目の高齢者等の散髪訪問サービスの提案なんですけれども、そのアンケートの中で、訪問を希望するのは1 件のみだったということなんですけど、やはり地域的に美容院に行けない方は、個人的に美容師さんを頼んだりとかしているのかなというふうに思います。例えば未曾有のコロナ禍の中で緊急事態宣言が出ている頃、ほとんど高齢者が外出できない時期もありました。唯一の外出、それはワクチン接種会場への外出でありました。高齢

者のワクチン接種の時期が迫ると美容院が混むんだというふうな報道もありましたので、やはり人前に出るときはきれいにしたい大人心なんだろうなというふうに思いました。

先程町長からは、ささボラと連携してということも少しお話があったんですけども、例えば美容師資格をお持ちの方、町内に住まわれている方にボランティア登録をして、それ専用のボランティア、有償ボランティアになると思うんですけど、そういう取組はできないかなというふうに思いますが、そこら辺どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上3点再質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 最初のご質問は私から答えさせていただきます。

住民の一人としてああいウワークショップに参加したらどうかというご意見、私も公務の関係で氷川しか行かなかったんですけども、住民の方、それから多摩大の学生こぞって出ていただいて、先程来の答弁にもあったように、若干、従来から奥多摩町に住んでいる方とか、高齢者の方がちょっと少なかったのは残念でありましたけども、でも、ああいウ意欲をお互いに若い職員が感じながらやるということは非常に重要なことだと。まして私どもが関連すればもっといいというご意見かと思います。そのとおりだと思いますが、逆に若い連中が出ていて、課長が来て、よくやっているなという評価と、それから、自分たちが前へ出るその姿を主体的に動く部分も必要なという観点で、若干言い方があれですけど、ちょっと遠慮したという部分も正直あります。このたぐいはいろんなケース・バイ・ケースで、加わったほうがいい場面と、やはりまずそういう人たちが作り上げていく部分を見てあげるといふ部分と両方あると思うんです。

先程の答弁にもあったように、私は5期長計のときの教育・文化部門でやらせていただいたんですけど、やはり町内のそれなりの人がみんな集まった会議になったんですね。そこで、ある程度の方向性を出すのに、やっぱりコンサルも含めて、言い方は悪いですが、固いところ、固いところで進んでしまう部分が、特に私が参加した教育・文化部門ではあった記憶があるんです。今回の試みというのはそうじゃない部分からのスタートのほうがいいのではないかという発想があったんです。だから、時期によっては、先程申し上げたようにケース・バイ・ケースによって我々が出ていくということも当然必要かと思います。

その辺はその会議なりを見ながら検討するというか、参加するというか、そうしてこれからいきたいと思ってますんで、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4番、相田議員の2件目の再質問にお答えさせていただきます。

ます。

防災担当の位置づけの部分でございますけれども、こちらにつきましては、災害が発生したときに災害対策本部が組織されます。そのときに各部として7部ございます。その中で民生部がございまして、そのうちで福祉班という形で、乳幼児や妊産婦に関する救護に関する所掌事務等もございますので、ふだんからというか、災害が発生した時点では、そういう災害対策本部の位置づけが既にされているということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 4番、相田議員の3点目の再質問にお答えをいたします。

高齢者等の散髪訪問サービスについて、議員から再質問でボランティア登録等での取組ができないかのご提案いただいたところでございますけれども、町長からの答弁のとおり、理美容につきましては、法律・都条例で原則理容所、美容所で行わなければならないという規定がございますので、そちらとの整合性が取れるのかも含めての研究と、一方で地域ささえあいボランティア事業でございますけれども、4年度前年度でございますが、利用目的の中で整容というのがございまして、20件年間で利用があります。今年度5年度については11月までの集計ではございますけれども、18件の利用がございまして、この整容は、町内外の理容上、もしくは美容上に目的でという形で利用をいただいているところでございます。

内訳として今年度11月までの18件中、7件が町内美容が3件、理容が4件、町外の美容が3件、理容8件という状況でございますので、ささえあいボランティア事業の中でもそういった形で外出機会が確保されている状況もありつつも、ただ一方で、国の通知等であるおおむね要介護3以上というような形のところで、そういった方々が外出のときに介助がある中で、安全にささえあいボランティアの中で移動ができるのか、そういったところも研究の必要があらうかと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 質問ではありません。意見を述べさせていただきたいと思います。

町長の施政方針にもありました障害者が自立して生活できる地域づくりについてでございます。障害福祉のノーマライゼーションについて、私自身は、奥多摩住民となった30年ほど前から町の障害のある方々と関わってまいりました。現在、奥多摩町の障害福祉の一

番の課題は、高齢の親御さんと同居する障害のあるお子さんの将来だと思います。身近にあった事例から、親亡き後、ご本人が住み慣れたこの町で暮らすという当たり前のことが容易にかなわないことが実情であることを実感しております。

国の法律や制度が整ったとしても、奥多摩町のように小規模の自治体ではマンパワーや財政、社会資源の問題等があり、すぐに問題が解決するというわけではありません。しかしながら、今あるフォーマルな資源を生かしつつ、インフォーマルな部分も積極的に取り入れ、更には足りない社会資源は広域的な視点に立って町外にも求める等、様々な工夫により奥多摩独自のノーマライゼーションの在り方を模索していく必要があると思います。

以前も申し上げましたが、奥多摩の最大の社会資源は人であります。障害福祉は地域社会全体に関わる問題であり、障害のある方が安心して暮らすことができる環境は、誰もが安心して暮らせる環境であります。

施政方針の中にも障害のある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの実現に向け、医療、福祉などの連携や継続的な支援相談体制の充実を図ってまいりますというふうにあります。

福祉サービスが希薄な分だけ申し訳ないんですけども、なかなか浸透しないというところも実際にございますけれども、だからこそ障害のある親の会やNPOの活動が活発になっていったという経緯もあります。これはやはり地域資源としての宝としての人であると思います。

いずれにしても令和6年度に向けての障害福祉、なかなか地域で暮らすということに浸透できないんですけども、それでもやはり奥多摩町が好きで奥多摩町に暮らしたい人が暮らしたい生活ができるよう、今後も見守っていきたいと思っております。

町長のおっしゃるノーマライゼーションについてご意見をさせていただきました。

以上です。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

次に、2番、伊藤英人議員。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤英人です。

持続可能な観光立町について。

日頃からの観光公害（オーバーツーリズム）への対応について誠に感謝申し上げます。今年も観光シーズンが始まりますが、具体的な対策予定についてお聞きしたくご質問いたします。

①奥氷川神社下の河原での騒音問題等、国立公園の適正利用の課題について、近隣住民の住環境の悪化だけでなく、周辺キャンプ施設や警察業務の支障にもなっている状況であります。今年の観光公害対策の予定をお聞かせください。

②町営白丸駐車場が有料化されて1年ほどが経過しましたが、周辺地域の渋滞状況など、有料化の成果、利用状況や売上げの推移、町への収入の仕組みなど、可能な範囲でご説明をいただきたいと思います。また、町営駐車場の有料化について今後の方針はいかがでしょうか。

③奥多摩観光協会実施の観光ごみ対策事業について、ごみ袋の時間外回収業務が課題となっております。業務の民間警備会社等への委託を検討するよう、河川や国立公園管理者である東京都に要望することは可能でしょうか。

子どもの権利、成長する機会について。

奥多摩町では、奥多摩町子ども子育て支援推進条例を全国的にも早い平成20年度に策定し、その施策による効果も現れております。

しかしながら、策定から15年ほどがたち、社会情勢の変化や子どもの権利という考えの普及、奥多摩町での子育てや教育環境への考えも多様化している現在において、社会の一員としての子どもの主体性をより重視し、子どもの権利を明確化した子ども子育て支援策の推進が求められます。

豊かな自然と少人数の小・中学校という奥多摩町の子育て環境、教育環境の優位性、特異性を考えれば、現在の町の子どもや子育て環境の支援策について、移住定住促進政策と連動して更に踏み込んだ施策を実施することが可能だと考えます。子どもの成長する機会の多様性を提供する施策を実施することで、町内の子どもや子育て世代の満足と町外の移住希望者の移住の動機づけとなると想定できます。

今後、奥多摩町では、第6期長期総合計画と「こども計画」、旧子ども子育て支援事業計画の策定、子ども子育て会議の改選、「こども家庭センター」の設置、放課後居場所づくり事業の本格導入を控えております。

以下伺います。

①奥多摩町における子ども子育て支援推進条例の改定、または、「こども基本条例」、子どもの権利条例といった条例の新設や今後の方針について町の考えはいかがでしょうか。

②町内の子どもの成長する機会について、例えば遊具のある公園や進学塾、水泳教室などの習い事のできる施設がないといったインフラ、学習環境の整備を求める意見や豊かな自然環境が身近にあるにもかかわらず、日常的に安全に自然と触れ合える場所、機会がな

いといった地域資源の活用を求める意見が聞かれます。これらは長年、子どもや保護者から聞かれる意見であり、議会でも取り上げられておりますが、いまだ抜本的に改善されていない事項であると思われます。

子どもが意見を表明し、町政に反映されることは、子どもの大切な権利であると同時に、2つの意義があると言われます。1つは、ニーズを捉えた施策が実現できること。もう一つは、自身の意見が聞かれ、聞き入れられ、町に変化をもたらしたという経験が子どもに自己肯定感を生み、社会の一員としての自信と主体性を育むことができることです。子どもの権利の行使と尊重が更に子どもの成長する機会となり、奥多摩町の発展に資する循環となります。

これまでも子ども議会など、子どもの意見や要望を町が直接聞く機会がありました。子どもの権利の尊重と子どもの自己肯定感等を育むため、意見表明の場づくり、政策への反映とフィードバックの機会の意識的な創出が必要です。町のお考えはいかがでしょうか。

減災・防災、災害時の対応について。

奥多摩町地域防災計画（令和3年度修正版）では様々な災害（風水害、土砂災害、地震災害、雪害など）の対応について規定しております。

今年1月に発生した能登半島地震では、奥能登地域の被害が甚大で、復旧・復興までの支援活動の長期化が予想されます。地形的にやはり奥にある奥多摩町においても災害時には奥能登地域同様の状況となりかねず、日頃からの減災・防災の取組と自助・共助の体制づくりが重要となります。また、観光立町という地域性もあり、避難所での多様な受入れ体制が求められます。

以下、伺います。

①発災時、観光客や外国の方々の避難が想定されます。現在の避難誘導標識、避難所等の案内板の整備状況、外国語版防災マップの配布体制はいかがでしょうか。第2編、第1部、第11章避難、第2編、第2部、第14章災害時要配慮者の支援参照です。

②ペットを連れた同行避難、同伴避難が想定されます。現在の避難所でのペット受入れの可否は。第2編、第2部、第16所防疫・保健衛生参照です。

③発災後、東京都や自衛隊のほかに、他自治体への応援要請も想定でき、被災状況によっては近隣自治体に加えて遠方自治体との連携が必要となります。自治体間協定締結等の進捗状況はいかがでしょうか。第2編、第1部、第16章迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え、第2編、第2部、第5章応援要請参照です。

④発災前の備えとして平時からの減災行動、安全確保が重要です。地域防災計画では、

民間ブロック塀の改善指導、改修の推進がうたわれており、町民等の防災のため、課題の早期解消を進め、町内民間ブロック塀の改修の推進は可能でしょうか。第2編、第1部、第9章建築物等災害予防参照です。

⑤災害により損傷した有形文化財（歴史的建造物を含む）の補修は、助成措置の余地もありますが、原則的に所有者等による補修とされております。昨今の自然災害の頻度、激甚度を考慮すると、今後の保護保存が危ぶまれます。今後の有形文化財等の維持補修についてお考えはいかがでしょうか。第2編、第1部、第9章建築物等災害予防、第2編、第2部、第21章文化財保護対策、「奥多摩町文化財保護条例」第12条。

⑥災害時の対応に民間協力団体の活躍が期待されますが、昨今の各種団体では人員確保の困難さ、後任者の不足により、団体の持続は危機的状況にあると考えられます。民間協力団体の人員確保について対応策はいかがでしょうか。第2編、第2部、第25章労働力確保参照です。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、持続可能な観光立町についてにお答えいたします。

1点目の奥氷川神社下の河原での騒音問題等、国立公園の適正利用の課題について、近隣住民の住環境の悪化だけでなく、周辺キャンプ場施設や警察業務の支障にもなっている状況である。今期の観光公害対策の予定はについてですが、議員からは、これまでも一般質問において、持続可能な観光立町について様々な課題やご提言をいただいております。私からはその都度町の現状を含め、お答えさせていただいております。

ご質問の今期の観光公害対策の予定については、基本的にはこれまで行ってきた取組を関係機関と連携し、継続して実施してまいりたいと考えております。

令和6年度の主な取組としては、観光協会に実施していただいております観光客専用の有料ゴミ袋の周知、販売及び回収を引き続き行ってまいりますが、特に課題となっている回収の部分について、令和6年度一般会計当初予算へ計上させていただいております観光ゴミ引取り業務委託として、ゴールデンウィーク、7月の3連休、夏休み期間及び9月の3連休の56日間において午後3時から7時まで、販売した有料ゴミ袋の回収場所を奥多摩駅前広場に設置し、観光ごみの引取りを計画しております。

また、昨年8月に奥多摩ドローン協会のご協力をいただき実施いたしましたスピーカー

つきのドローンを活用した河川の監視並びに音声による広報と注意喚起を行う実証実験について、令和6年度はゴールデンウィーク期間にも実施し、効果を検証する予定であります。

次に、2点目の町営白丸駐車場が有料化されて1年ほど経過したが、周辺地域の渋滞状況など、有料化の成果、利用状況や売上げの推移、町への収入の仕組みなど、可能な範囲でご説明を、また、町営駐車場の有料化について今後の方針はについてですが、白丸観光駐車場については、令和5年3月24日にタイムズ駐車場として有料化を行い、1年が経過しようとしております。

ご質問の内容について、観光産業課を通じて、管理運営会社でありますタイムズ24株式会社へ問い合わせたところ、駐車場の稼働率と町への収入の仕組みについて情報提供をいただきましたので、お知らせいたします。

はじめに、昨年4月から本年1月までの山側の第1駐車場のピーク時の稼働率は、平日の平均稼働率が約24%、土日祝日の平均稼働率が約61%、川側の第2駐車場のピーク時の稼働率は、平日の平均稼働率が54%、土日祝日の平均稼働率が約84%という状況となります。ゴールデンウィーク及び紅葉シーズンでは、両駐車場とも70%を超える高い稼働率となっており、夏休み期間については稼働率100%となり、満車となる時間帯も出ておりますので、ピーク時には駐車場待ちの渋滞も発生しておりますが、時間別の稼働率を見ますと、長時間の駐車車両は有料化前に比べ減ってるように見受けられます。また、有料化に伴い、以前見受けられた駐車場内にテントやテーブルを設置するなどの目的外使用が見られなくなったことも町としては有料化の成果と受け止めております。

次に、町への収入の仕組みについては、有料化に伴う機械設備の設置をタイムズ24株式会社の負担で行っておりますので、その投資した費用が回収できるまではタイムズ24株式会社の収入となり、投資した費用の回収が終わった段階で町とタイムズ24株式会社との間で町の収入額を協議する仕組みとなっております。

次に、町営駐車場の有料化について今後の方針案についてですが、白丸観光駐車場とともに有料化の検討を進めてまいりました鳩の巣観光駐車場について2月21日に近隣住民及び事業者への説明会を行い、4月からタイムズ駐車場として有料化を行う予定であります。

次に、3点目の奥多摩観光協会実施の観光ごみ対策事業について、ごみ袋の時間外回収業務が課題となっている。業務の民間警備会社等への委託を検討するよう、河川や国立公園管理者である東京都に要望することは可能かについてですが、観光ごみ対策事業については、町と観光協会が連携し、観光協会が実施している事業であり、ごみ袋の時間外回収

業務についても事業実施主体である観光協会、または町が実施すべきものであるため、ご質問のごみ袋の時間外回収業務の民間警備会社等への委託を検討するよう東京都に要望することは難しいと考えております。

ごみ袋の時間外回収については、1点目のご質問でお答えしたとおり、令和6年度は町の事業として、奥多摩駅前広場において午後7時まで観光ごみの引取り業務を計画しております。

東京都に対しては、引き続き町の現状をお伝えするとともに、財源対策を含め、ご支援をいただけるよう要望してまいります。

次に、子どもの権利、成長する機会についてお答えいたします。

1点目の奥多摩町における子ども子育て支援推進条例の改定、または「こども基本条例」、子どもの権利条例といった条例の新設や今後の方針について町の考えはについてですが、国は昨年4月、「こども基本法」を施行し、その基本理念の1つとして、全ての子どもがその年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されることを掲げております。

町といたしましては、「こども基本法」の内容を踏まえ、来年度、子ども子育て支援事業計画の改定内容を盛り込み、新たに「仮称・奥多摩町こども計画」の策定を予定しております。同計画の策定に当たっては、町の子ども子育て会議で協議するとしており、この協議の中で、子ども子育て支援推進条例の内容についても見直し、子どもの意見表明の機会などを反映して、同条例の一部改正を予定しております。

2点目の子どもの権利の尊重と子どもの自己肯定感等を育むため、意見表明の場づくり、政策への反映とフィードバックの機会の意識的な創出が必要である、町の考えはについてですが、議員からご説明がありましたとおり、子どもの意見や要望が町を直接聞く場として子ども議会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のため、令和元年度から開催しておりません。

また、平成31年3月、教員の勤務実態調査において教員の厳しい勤務実態が明らかになったことで、文部科学事務次官から、勤務時間、健康管理を意識した働き方の推進、教師が担う業務の明確化、適正化等についての学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知が発出され、教職員の業務負担を見直し、子どもたちにより効果的な教育活動を与えるようにするとの方針が示されました。

子ども議会につきましては、学校において子ども議員の選出、質問の取りまとめ、議場での立ち振る舞いの指導、リハーサル、子ども議会本番と教職員が授業時間以外の指導、

時間外勤務、休日出勤と実施に当たり負担が大きいことから、東京都の市町村では毎年実施する団体は2団体という状況にあります。

一方、子どもからの意見を町政に反映することは、議員からご説明がありましたとおり、ニーズを捉えて施策の実現、子ども自身の意見が取り入れられ、町に変化をもたらしたという経験は自己肯定感を生み、自信と主体性を生むことができます。

町といたしましては、教育委員会や学校と協議し、学校における働き方改革に配慮しながら、私どもと子どもたちが直接対話できる取組の実施について研究してまいります。

なお、福祉保健課においては来年度「こども計画」の策定に向けてニーズ調査を実施することとしており、現行の子ども子育て支援事業計画の改定の際は、保護者のみを調査対象としておりましたが、「こども基本法」の施行を受け、子どもからの意見も施策に反映できるよう、調査対象及びその方法、更にはパブリック・コメントの実施方法も含め、見直しを予定しており、その見直しに当たっては、今後の計画改定の際にも継続して子どもからの意見を聞き、施策に反映する機会となるよう検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、減災・防災、災害時の対応についてお答えいたします。

1点目の発災時、観光客や外国の方々の避難が想定される。現在の避難誘導標識、避難所等の案内板の整備状況、外国語版防災マップの配布体制はについてですが、大規模な災害が突発的に発生した場合に、町外から来られた観光客の方を安全な場所までどのように避難していただくかについては、防災対策における大きな課題の1つとして認識しております。

ご質問の避難誘導標識や案内板についてですが、地域防災計画に避難誘導標識の設置等の対策を平素から十分に進めることを記載してはいるものの、町内には土砂災害の危険箇所が多数存在しており、最適な避難場所と避難路を絞って表示することが難しいという状況から、現在のところ町として整備する予定はございません。

災害発生時には、町で把握した災害情報を防災行政無線などを通じて迅速に周知し、その状況に応じて町内観光事業者や自治会と連携し、しかるべき避難支援を行ってまいります。

また、外国語版防災マップについては現状、町では作成しておらず、日本語版の防災マップについても平成19年に作成、配布したものを最後に更新しておりません。町では、令和元年に土砂災害特別警戒区域の指定を受け、土砂災害ハザードマップを作成し、配布いたしましたでしたが、現在、東京都で土砂災害警戒区域の変化を調査しており、その結果を受け、

ハザードマップの更新が必要となりますので、その際に防災マップの更新及び外国語版防災マップの作成についても検討を行ってまいります。

次に、2点目のペットを連れた同行避難、同伴避難が想定される。現在の避難所でのペット受入れの可否はについてですが、地域防災計画において町は都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うことや必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めることが記載されております。

しかし、現実には町内 39 か所ある避難所への避難が考えられる避難者のうち、ペットとともに避難してこられる方がどのくらいいるのか、そのペットがどのような動物なのかといったことを事前に把握することは非常に難しく、中・長期避難所として位置づけている町内体育館 6 か所についてもスペースが限られていることやペット同伴でない避難者の方、近隣住民の方との兼ね合いなど、ペットのためのスペースの確保や避難所における適正飼育には多くの課題があると言わざるを得ません。

以上のことから現在、町として避難所におけるペットに関する対策を実施しておりませんが、ペットを連れて避難することを否定してはおりませんので、もし避難所にペットを連れてこられる場合、飼い主の方には同じ施設に避難されているほかの避難者の方とご相談いただき、理解を得た上で、その避難所に適した飼育を行っていただきたいと考えております。

次に、3点目の発災後、東京都や自衛隊のほかに他自治体への応援要請も想定でき、被災状況によっては近隣自治体に加えて遠方自治体との連携が必要となる。自治体間協定締結等の進捗状況はについてですが、平成 8 年 3 月 1 日付で東京都市長会及び東京都町村会を組織する市長及び町村長が協議し、東京都 27 市 3 町 1 村震災時等の相互応援に関する協定を締結しております。

この協定は、島しょを除く東京都内の地域において災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援などの応急措置ができない場合に、被災市町村による他の市町村への応援要請を円滑に遂行するために締結されたもので、応援の内容として、物資や機材の提供、車両の提供、被災者の避難のための施設の提供、職員の派遣などとし、応援のための手続について記載されております。

また、令和 3 年 12 月には東京都が中心となり、東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定が締結され、応援の内容は先程申し上げた協定とほぼ同様ですが、東京都が積極的に調整を行うことや都内での相互協力是对応困難な場合に、都は、都が締結している協定に基づき、他の道府県や指定都市からの応援についても調整を行うことがうたわれており

ます。

これらの協定に基づき、奥多摩町に災害が発生し、町単独では対処しきれない場合には、東京都及び東京都町村会を通して、他自治体に人的応援や物的支援を要請することが可能となっております。

次に、4点目の発災前の備えとして、平時からの減災行動、安全確保が重要である。地域防災計画では民間ブロック塀の改善指導、改修の推進がうたわれており、町民等の防災のため、課題の早期解消を進め、町内民間ブロック塀の改修の推進は可能かについてですが、地域防災計画には、ブロック塀及び石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり、救助、復旧活動に大きな影響があるため、町は、東京都多摩建築指導事務所と協力して、主に避難道路及び通学路沿いなどのブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っていく旨記載しております。

このことについては令和5年第4回町議会定例会におきまして、伊藤議員より、ブロック塀の撤去補助を安全と景観に配慮したまちなみづくりをの一般質問をいただき、ご答弁申し上げましたとおり、避難路や通学路を町で決めることが難しく、対象範囲を明確にできないため、ブロック塀の所有者への直接的な指導や改修に関する補助制度の導入などは予定しておりませんが、自治会やPTAなどの各地域組織において、ブロック塀に限らず、通学や避難に際し危険と思われる箇所を把握した場合は、まずは地域住民間の情報共有や対策の検討を行っていただきたく周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の災害により損壊した有形文化財（歴史的建造物を含む）の補修は、助成措置の余地もあるが、原則的に所有者等による補修とされている。昨今の自然災害の頻度、激甚度を考慮すると、今後の保護保存が危ぶまれる。今後の有形文化財等の維持補修について考えはについてですが、地域防災計画では、文化財の防災対策として日常的に点検・修理や耐震対策、火災対策、盗難対策などを行うよう文化財所有者へ指導する体制を構築すること、災害時の連絡体制を整備しておくこと、所有者への町独自の補助制度の拡大について配慮することなどが記載されております。

現在、町では文化財保護条例に基づく文化財保存事業費補助金の中で、国、都、町指定の文化財の防災施設整備事業も交付対象としており、有形文化財、史跡及び天然記念物の場合は500万円、無形文化財の場合は100万円を限度とし、経費の50%を補助しております。この補助金は、日常的な施設整備や補修だけでなく、文化財の災害復旧にも活用できますので、近年では令和元年台風第19号で被害を受けた日原鍾乳洞の復旧に対して交付した実績がございます。

町といたしましては今後、文化財所有者の方へこの補助制度についてより一層の周知徹底を図ることで、所有者の方が文化財の積極的な防災対策にご協力いただけるよう、呼びかけてまいります。

次に、6点目の災害時の対応に民間協力団体の活躍が期待されるが、昨今の各種団体では人員確保の困難さ、後任者の不足により団体の持続は危機的状態にあると考えられる。民間協力団体の人員確保について対応策はについてですが、地域防災計画では、災害時に町や東京都の職員では災害対応に係る労務供給が不足する場合に備え、供給可能な労働力の確保に努めること、また、災害発生時には町から民間協力団体へ協力を要請することが記載されております。

計画で想定している民間協力団体とは、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、交通安全協会、防犯協会、商工団体、建設業協会などの公共団体及び自治会、自主防災組織などとされており、それら民間協力団体が協力する活動内容として、避難所に避難された被災者のお世話や炊き出し、配給、飲料水供給、消毒作業、その他の応急活動を挙げております。

これら民間協力団体は多種多様であるため、各団体の事情もそれぞれ異なることと存じますが、議員からのご指摘のとおり、現在の奥多摩町はどの団体にあっても人員確保の困難さ、後任者の不足は深刻な問題と課題となっております。

この人員不足の問題については、災害時の協力に限らず、各団体の平常時からの本来の活動にも大きく関わるものですので、町全体の問題として、それぞれの団体が属する分野ごとに、または分野横断的に対策を考えていく必要があります。

この問題について今この場で解決策を申し上げることは非常に難しいですが、町としては今後、長期総合計画の策定など町の将来に関する協議の場において、大きな課題の1つとして取り上げ、議員皆様や町民の皆様とともに協議していかなければならないと考えております。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございました。

再質問させていただきます。

1問目が持続可能な観光立町についてですが、ありがとうございます。本当にいつも観光公害、突然始まってしまったようなものですが、対応いただいております。令和6年度は新たな予算がついて、去年のスピーカーつきドローンに加えて、回収業務の委託が始まるということで、よろしくお願いいたします。1番目に関しては特に

再質問は考えておりません。

2問目が子どもの権利、成長する機会についてですけれども、ニーズ調査への子どもの参画など検討していただき、ありがとうございます。子ども子育て会議での協議や条例の改正についてよろしくお願いいたします。

子ども議会についてのお答えがありましたけれども、まずこの点について質問いたします。今の答弁では、子ども議会がコロナ以降は実施されていないということがありました。令和6年度は実施予定はないという認識でよろしいでしょうか。

更に子どもの意見を聞き入れることというのは、「こども基本法」など昨今注目されている権利なのですけれども、東京都のほうで補助事業のほうを調べていきますと、子供・長寿・居場所（3C）区市町村包括補助事業とか、子どもの意見を反映した遊び場づくり、子どもの遊び場等整備事業補助金といった制度がございます。この2つは、この後、森田議員からの一般質問でも取り上げられるかと思いますが、これらは子どもの居場所づくりなどに取り組むための補助事業です。子どもたちの意見の聴取や子どもからの提案を聞き、施策への反映が補助要件の一部に取り入れられているそういった補助事業です。

ですので、再質問としては、子どもの意見の聴取、施策への反映を前提として、国や都の補助制度を活用して子どもたちから従前より要望のある水泳教室などの習い事や遊具のある公園づくり、町の地域資源を活用するような事業の実施について町の考えを伺いたいと思っているのですけれども、これも多分、森田議員の一般質問と重複する部分が多くあると思いますので、私としては、子どもの権利、成長する機会についての②の部分に出してあります進学塾、水泳教室などの習い事に関して、水泳教室の実施について、子どもの意見の聴取や施策への反映を行って補助制度を活用し、通年的、定常的な水泳教室の実施を検討することはできないのかという点について町のお考えを伺いたいと思います。

3点目が減災・防災、災害時の対応についてですが、地域防災計画の中には盛り込んであるけれども、実施が現実的には難しいという課題が自分を取り上げたこの⑥までの項目の中でも何個かあるという状況が確認できました。非常に難しい課題ではありますが、対応していただけるようお願いいたします。

1つ気になったのが、やはり④のブロック塀に関することです。地域防災計画の中ではブロック塀の危険性について指摘されていて、その改修の推進がうたわれている。けれども、避難路や通学路の確定ができず、対象範囲が指定できない。だから、実施はちょっと今は難しいのだということですが、避難路や通学路に関してもそれを計画するのは地域防災計画なのですから、ブロック塀に関しては一方で改修の推進が行われているけ

れども、でも一方で、避難路、通学路の指定ができず、その改修が現実的にできないという、ちょっと進めたいのか、止めたいのか分からない状態の計画になってしまいますので、この民間ブロック塀の改修の話については、課題がはっきりしているということが分かりましたので、問題の早期解消に関してご検討ください。

その他の部分も了解いたしました。

①と②の部分が課題としてかなりあるという状態です。実際になってみなければ分からないということになるのですけれども、特に②については、いわゆる車中避難に多くの方がなってしまう可能性がありますので、そういった想定をしておいて、対症療法にはなってしまうけれども、車中避難に関する環境整備について想定して対策しておくということを提案いたします。

再質問としては以上です。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2 番、伊藤議員からの 2 点のご質問がございました。そちらについてお答えいたします。

1 点目が子ども議会、令和 6 年度開催するのかというお話でした。先程町長の答弁のほうにもございましたが、子ども議会開催するに当たっては、かなり学校の負担が大きいということから、来年度以降、聞く場として町長、教育長が学校のほうに出向いて、子どもたちと意見交換するような場をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

2 点目のほうは、古里小学校のプールにつきまして子どもの意見を政策に反映して、補助制度も活用しながら通年利用、水泳教室の実施は検討できないかというご質問をいただきました。

古里小学校のプールの年間利用につきましては、先日、議会の全員協議会でご説明させていただいたところですが、温水化改修にかかる費用が水を温める方法によりまして 2 億 8,000 万円から 4 億 8,000 万円かかること、また、通年利用するに当たりまして監視業務委託、また、プールの光熱費等運営費用が 5,500 万円から 6,000 万円ぐらいかかること、また、子どもの利用につきましては、4 年、5 年で 1 日当たり約 26 名という利用状況になっております。

改修費用、プールの整備につきましては、議員ご説明の中でありました新たな都の補助金等で一部を賄うことはできるかもしれないんですけれども、持続的な補助制度ではありません。通年利用するための運営費用、ランニングコストにつきましては単費で行うことに

なりますので、実施につきましては難しいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2 番、伊藤議員さんの再質問の部分ですけれども、減災・防災の部分につきましては再質問の部分で①から⑥まで掲げてございますけれども、全体としてどのような質問かということで理解はちょっとできませんけれども、いずれにいたしましても長期総合計画の策定と町の将来に関する協議の場において大きな課題の一つと、この会議については取り上げてまいりたいと思いますので、今後の地域防災計画を令和 6 年度に改定いたします。それらも含めて検討を行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、質問については回答があったというふうに考えていいですか。

○2 番（伊藤 英人君） はい、いいです。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 子ども議会のことについて、いわゆる学校の教育課程で示されている授業とは別に、いろいろ子どもたちを成長させる行事や試みはいっぱいあると思うんですけど、子ども議会はその 1 つだったと私は認識してます。

今度、土曜日に木村奨学会さんで作文コンクールの表彰式がありますが、事前に幾つかの作文を見させてもらいましたが、今回防災というテーマでやっていまして、児童・生徒の気づきというんですか、すばらしい内容が盛り込まれています。これも教科課程以外の活動ですよ。でも、議員がおっしゃる自己肯定感を養うということを考えると、こういったものがやはりこれから必要であるということは、私は思っています。

確かに先生方の忙しさ、それはもう十分承知しています。クレーム処理から何から本当に大変ですよ、今の先生。そういう意味も含めて、私は放課後の居場所づくりもしっかりとやりたいということで皆様方にご理解をいただいていますけれども、今後、こうした課外での指導ができるような環境づくりをしなくてはいけないなと実は思っています。そういうこともこれからの奥多摩の教育の課題でやっていかなきゃいけない。

子どもたちが防災のことを考えたときに、ほとんどオール電化で暮らしている家庭もあるわけですね。おやじさんがたばこを吸う、ライターを使う、子どもはライターができない。それこそ昭和の代のマッチも擦れないという、今そういう状況ですよ。何かあった

ときに生活力を養うには、学校の教育課程以外のこともやらなきゃいかんと。これは私はすごく感じています。

これから皆様方のご意見を聞きながら、こういう教育内容についてもいろいろ議論を交わしながら、また、学校現場、教育委員会教育課とも調整しながら、私はやっていきたいと思っていますので、よろしくご理解ください。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。質問はございません。本当にご答弁ありがとうございます。

地域防災計画の点もできる限り善処していただきたいという要望ですので、確たる答弁はなくても大丈夫です。

子どもの自己肯定感とか、子どもの自信に繋がるような体験を子どもの時代にできる、そういう機会を多様につくるという部分が意識的に行われていくことが重要だと考えております。

今、再質問ではプールのお話をちょっと出しておりますけれども、水泳教室を通年で実施できるのかどうかというお話ですけれども、確かに費用の部分はすごいかかるというのが分かっています。だからこそ民間の水泳施設などは、昨今の状況で閉鎖、廃業してしまっている状態になっている。民間の部分でそういう状況になっていて、同じ理由で、こういった公的機関の中でもしないというふうになってしまうと、本当に子どもたちが水泳をする機会がどんどん減ってしまう。これは今はプールとか水泳の話ですけども、もしかしたらそれが違う分野でも起こってしまうかもしれない。

今の町長の話では、例えばマッチやライターとかそういうことでも、社会的な文化の変化からそうになってしまうという話がありましたけれども、このプールが行われるというのは町民全体の健康増進、この場合は町民といっても青梅とか山梨県丹波山村とか小菅村とかも商圏の中には入ってきますので、その町民、市民、村民全体の健康増進に寄与する施設を奥多摩町の中につくることができるというメリットはあります。子どもの成長する機会をつくり、自信を生み出すような機会をつくることができるという効果もあります。ということなので、費用はかかるけれども、効果もちゃんとあるのだという部分も可能な限り検証していただきたいと思います。

例えば本当に身近な例で言うと、子どもたちに人気のある高校として都立立川高校というのが青梅線の沿線にあるんですけれども、遠泳という夏のイベントがあって、原則全員参加なんです。水泳に苦手意識がある中学生だと、立川高校の受験は控えてしまうという

状況になってしまう。つまり、奥多摩町でプール、水泳の教室を受けたことがなかった、だから、進学の実選択肢が狭められてしまうという教育の機会の損失に繋がってしまうという、そういう大きなデメリットもありますので、今後ともご検討を継続してお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2 番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 15 分より再開します。

午後 2 時 02 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8 番、宮野亨議員。

〔8 番 宮野 亨君 登壇〕

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

私のほうからは、探求型総合学習について質問させていただきます。

先日、長野県伊那市立伊那小学校の公開学習指導研究会に参加し、子どもたちの内から育つ力について研修を受けてきました。伊那小学校では実に 40 年以上も前から教育課程の中心に総合学習、総合活動を置いている。全学年が学級単位で探求的なテーマに取り組み、1・2 年生では、そのテーマを通じて自然・社会、言語、数、表現、道徳教育、特別活動の領域を総合的に学ぶ総合学習を展開。3 年生から 6 年生は、テーマに沿った総合活動を中心に、教科学習なども並行して学んでいく。60 年以上通知表がなく、時間割もチャイムもない。各学級のテーマは、子どもたちが話し合って決める。教員側から題材を与えたり、提案したり、ある方向へ誘導したりすることは一切ない。担任は興味の対象に追求する価値があるかを吟味する。そして、年間活動計画をつくり上げていく。また、はじめに子どもありきの教育に一律の基準に沿った数値評価はなじまないとの考えで通知表がない。中略。低学年で多く採用されているのは、昆虫や動物の飼育などユニークな教育活動を行っている。これまでヤギ、ウズラなどの飼育を行っているが、その学びには違いがある。豚を育てて食べたいとの児童の提案から、養豚農家から子豚を譲り受け、育て、出荷し、食べるか食べないかを各自に委ねるまでの経験を経て、動物を育てる責任や命の尊さを知る。

高学年では、近所の林で「林の暮らし」をテーマにし、これまでに家を建てたり、間伐材を使って家具作りなどをした。また、バーベキューを機に燃料となる炭に興味を持ち、炭焼きづくりに励み、林業などの専門家にアドバイスをもらうなど、地域とのコミュニケーションを取り繋がっている。

子どもたちは総合学習を学ぶ中、互いに意見交換などを活発に行っており、目が生き生きとしていたし、表情からはほっとする柔らかさを感じました。いかにして子どもたちの主体性を尊重した実践を続けてきたのか、学ぶべき点が多いように思います。

今は子どもに自然の中で学ぶ教育を目当てに移住する親が増え、伊那市では移住者も増えています。

長野県は、教育に対して長い歴史と風土が育まれています。地球温暖化、エネルギーの奪い合い、人的被害など人間教育は今とても大事です。待ったなしのときです。

町ではワサビ田の栽培体験などを行っているが、もっと自然を取り入れ、生かした教育に力を入れ、おじいさん、おばあちゃんの知恵や力を借りて町全体で子ども教育を考え、支え、育てていけば移住者も増えると思います。

町としての取組方、方向性や意見をお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、宮野亨議員の探求型総合学習についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 8番、宮野亨議員の探求型総合学習についてお答えいたします。

議員からご説明がありましたとおり、長野県伊那市立伊那小学校では、教育課程の中心に総合学習、総合活動を置き、昭和30年頃から全学年が学級単位で探求的な学習を実施しており、ある教育雑誌では、公立小学校にもかかわらず、長年にわたり探求型のカリキュラムを実践している実績がある先駆者、長きに継続している学校の組織文化や地域との関係性を含め、重要な点が多いとして、全国30の教育機関の1つとして選出されております。

伊那小学校の校長先生は、本校と同じように様々な学校で実践しようと試みるが、なかなかできずに苦労している。地域や保護者の理解や協力がこの教育を支える大きな要因であることは間違いないとおっしゃっております。

奥多摩町の小・中学校では、総合的な学習の時間において児童・生徒自らが課題を設定し、解決する探求的な学習を実施しております。

文部科学省が定めております学習指導要領解説では、この総合的な学習の時間の目標は、探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質能力を育成することを目指すとしております。その中で、実社会や実生活から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集めること、探求的な学習において児童・生徒自身がよりよく学ぼうと努める、このことを自主的なことと表記し、自分とは異なる考えに触れながら学びを深める、このことを協働的なことと表記し、学習に取り組むことに、互いのよさを生かしながら積極的に社会に参画しようとする態度を養うこととも示されております。

小・中学校では、町の地域人材の力を借りながら教育活動の充実を目指しており、総合的な学習の時間の活動におきましては、小学校では奥多摩学習として、地域の自然や産業等について知ることからはじめ、そこから自分たちにできることを考え、実行する活動を計画しております。

また、町では総合的な学習の時間に限らず、地域の身近な方を指導の先生に招き、実施している事業が充実しております。例えば国語教科ですが、姿を変える大豆という学習と関連づけて町の豆腐店の方を先生として招き、豆腐づくりについて学ぶ活動が設定されており、この活動は、食育の視点からも教育活動の充実に繋がっております。

また、音楽では、地域の郷土芸能の先輩方に篠笛の指導をいただくことで伝統芸能に関心を持つとともに、郷土愛の育成にも繋げております。この郷土愛こそグローバルな人材育成に繋がる重要な役割を果たしております。

中学校では、奥多摩イノベーションとして、郷土に貢献することを目指し、テーマの設定から年間活動計画の立案まで生徒が主体となって取り組んでおり、計画の段階から地域の方とともに考え、助言をいただきながら学習を進め、年度末には報告会も開かれ、次年度以降も地域との継続的な連携が途絶えないよう工夫がなされております。

このように体験的な学習活動において地域の方々をゲストティーチャーとして各学校に招いてご指導いただいております。

今後も奥多摩町の教育活動の充実を目指して、小中3校合同で、より学校と地域の方々が連携を図ることができる仕組みを構築してまいります。このことは、さきの伊那小学校の校長先生から、地域との関係性や協力が総合学習をする上で大きな要因であると言われており、教育委員会といたしましても総合的な学習の時間に限らず、子どもたちの学習に

は地域の力、豊かな経験を持つ目の前の大人の存在が重要と考えており、地域の協力をいただきながら教育活動のより一層の充実に努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（宮野 亨君） 前向きな答弁ありがとうございました。再質問ではなく、要望となりますので、答弁は大丈夫です。

今の世の中に強い憤りを感じているので、一言意見を述べさせていただきます。ちょっとお時間いただきます。

現在、成長が前提となる資本主義経済において欲望は経済活性化に不可欠な原動力でした。だが、尽きることのない自己本位の欲望は、今や地球環境すら変え、人類の存在が危ぶまれるほどの変化をもたらしている。更にウクライナに始まり、イスラエルの内戦、世界で多くの弱者の命が奪われています。

いじめ問題にちょっと触れます。スマホによって時代が便利になり、大きく変化しました。子ども同士のSNS上のいじめ、匿名性や簡便性から攻撃的になりやすく、加害者の顔が見えない、周囲に気づかれにくく、把握が難しい。

テレビのいじめによる自殺報道を見たときに一番思うには、名前も顔も知らずに言いたいことを発言できるSNSのある環境は、顔の見える家族の団らんとはかけ離れていると思うし、便利さを追求する余り、相手を思う思いやりの心が失われていると思います。

世間の言う勉強は自分で考え、行動するのではなく、与えられた情報や物をこなすインプット入力型で記憶や知識などの量が多いことをよしとする傾向があります。そうでなく、加工能力や応用能力などを磨き、知識を生かして新しい発想に繋げるほうがより賢いのではないかと思います。ずるい子になってほしくないんです。

先日、150周年を迎えた氷川小学校と古里小学校に最先端の電子黒板が導入され、電子黒板を使った授業を見学させていただきました。少数人数学級でより多くの情報を処理する能力を身につける生徒たちの今後の成長に期待します。

また、子どもが一人で大きくなるわけではなく、子どもが大人になっていくときに重要なことは、相手を思いやり、誰とでも親和的に交流できるようなこと、そして、身の回りに起きた問題等の解決力、状況判断力が豊かに備わっている大勢の大人たちが身近にいることもとっても大切だと思います。

人と自然は切り離すことができませんので、奥多摩の自然を生かした虫や動物の生命を育てる生命尊厳の教育を更に推し進めていただきたくお願いいたします。

争いをなくすには人です。先の見通せない危機に向き合う現代の今、人間本来の生命尊

厳について見詰め直し、立ち返り、互いに思いやり、助け合うことをこの町から発信するべきと考えます。

ぜひ皆様方のお力添えをいただき、この奥多摩町を奥多摩家族との思いで協力し合い、心豊かなロールモデル、お手本のまちとして構築していただきたい、そのように思いますと願いまして終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、宮野亨議員の質問は終わります。

次に、3番、森田紀子議員ですが、事前にパネルを使った説明をとという要求がありました。これについては決まりがありませんので、議長が採決し、許可することにしましたので、ご承知おきください。

では次に、3番、森田紀子議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

それでは、私からは2点お伺いさせていただきます。

まずは施政方針についてお伺いいたします。

令和6年度の主要な事業について、特に重点としている施策や新規事業についての表明の中で、「第1章 みんなで支えるホットなまちづくり」として、子ども政策においては新・放課後子どもプランで、学童クラブ事業と放課後子ども教室との連帯等新たな試みをしていただき、これらの運営を楽しみにしております。

そして、次項の「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町において、子どもや子育て家庭の環境づくりのため、結婚、出産、産後ケア、子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に重点施策の1つとしている少子化・定住化対策を継続し、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆の維持、活力の向上に努めてまいりますと町長より表明がございました。

そこで、子育てに関する質問をさせていただきます。

令和4年12月議会での大澤議員の質問や、ほかにも一般質問の中で取り上げられております小さな子どもたちが安心して遊べる公園整備についてのお考えをお聞かせください。

移住者の方にお話を伺った際、よく皆さんがおっしゃるのが、自然に触れ合えると思って奥多摩に移住してきたが、奥多摩の自然は見るだけの自然で、そのままの自然は危険が多く、日常の中でなかなか触れ合うことができないというご意見です。

私が小さい頃は子どもも多く、子どもだけで森や川に遊びに行き、兄弟や上級生が面倒

見てくれながら自然の中の危険を教えてくれ、奥多摩の自然を日常的に満喫しながら遊んでおりました。しかし、現在は学校で子どもだけで森や川に行くのを禁止され、なかなか自然と触れ合うことがままなりません。

若者が定住してくれる魅力の1つとして、また、新たに奥多摩に定住したい方の選択ポイントの1つとして、小さな子どもであっても手入れをして安全性を高めた自然に溶け込める公園が必要であると思います。

先日、ある地域で行われた間伐した森に子どもたちが道をつくるイベントに参加してきました。専門家が水脈やそれに伴う空気の流れによる土中環境のバランスの維持の大切さや実際に土に触れての体験を通し、子どもたちが自然に触れ、目を輝かせながら楽しんでいる姿を見て、自然の偉大さを感じました。

多くの方が奥多摩の自然に興味を持ってくださることによって土地の豊かさを保ちながら持続的に環境を安定させようとしてきた日本古来の英知と造作を取り戻し、森の健康が保たれ、更にはそれによって災害が防げる可能性があります。

また、東京都では子どもの遊び場等整備事業補助金として、子どもが伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、多面的に取組を推進しています。例えば世田谷区では、子どもが自然の中で自由に主体的かつ創造的な外遊びができる場として、砧地区にプレーパークやリーダーハウスを整備し、地域で子どもを見守り、支える環境をつくり、外遊びの啓発・推進を行っています。これらは補助率 10 分の 10 です。

そこで質問ですが、東京都の子どもの遊び場等整備事業補助金を使って身近な自然を活用しながら、遊び、学ぶ、奥多摩の魅力を生かした事業の推進についてお考えをお聞かせください。

2 番目として、東京都の子どもの遊び場等整備事業補助金を使って公園づくりについてのお考えをお聞かせください。

次に、図書館の在り方についてお伺いたします。

奥多摩町の図書館は、氷川地区は福社会館 2 階、古里地区は文化会館 2 階に併設されており、教育委員会所管のもと、一般財団法人奥多摩木村奨学会が指定管理者として運営しています。

近年、図書館運営の多様化が進み、近隣市町村の図書館においては、パソコンを設置し、誰でも使用できるようになっていたり、DVD や CD の視聴ブースの設置、月 1 回の映画鑑賞会やくつろぎの場として座り心地のよい椅子を設置し、コーヒーを飲みながらの読書

等工夫を凝らしております。

そこでパネルを見ていただきたいと思います。こちらは瑞穂図書館の内部の写真です。コーヒーやお茶が無料で出る販売機がありまして、こちらの横にはパンの販売機もありました。そして、小さくて見づらいかもしれませんが、飲食可能ですということでPRしております。

そして、こちらはテラスにある寝転がって本が読める、また、くつろぐ場所としての長椅子です。

そして、こちらは恥ずかしいですが、私がコーヒーを飲んでいる写真です。

以上、瑞穂町の図書館はこのような形で改革が進んでおります。

そこで質問ですが、①くつろぎの居場所、教養を蓄積する場所としての図書館の在り方について所見をお聞かせください。

②西東京市が東京都の子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業（3C区市町村包括補助事業）で図書館が果たす役割を積極的に見直し、教育、地域交流、子育て支援等の多分野において図書館司書によるアウトリーチ型連携事業を実施されましたが、奥多摩町での補助事業の活用についてはいかがお考えでしょうか。

③現在、奥多摩町図書館では書庫のスペースが不足しており、大切な蔵書を湿気の多いところで保管せざるを得ない状況です。学校の空教室等での保管は可能でしょうか。

私からの質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

なお、2点目の図書館の在り方についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、後程教育長から答弁させていただきます。

まず1点目の施政方針についてお答えをいたします。

東京都の子どもの遊び場等整備事業補助金を使って身近な自然を活用しながら、遊び、学ぶ、奥多摩の魅力を生かした事業の推進についてのお考えをお聞かせくださいについてですが、東京都の子どもの遊び場等整備事業補助金は、令和5年度の新規事業として都が要綱を制定し、事業の実施主体を区市町村とする事業であります。

具体的には、子どもが伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりを推進していく上で区市町村が子どもの意見を踏まえて、子どもの遊び場等を基盤整備する事業を東京都が支援することにより、子どもの遊びを創出し、遊びを通じた子ど

ものの健やかな成長を育むことを目的にしており、対象事業としましては、遊び場として子どもであれば誰でも無料で遊ぶことができる屋外、または屋内施設を主に整備することとされ、また、学び、居場所、相談場所、またはインクルーシブのうち1つ以上の機能を持った施設を併せて整備することもできるとし、前提条件として事業の実施に当たっては、子どもに意見を聞いて遊び場等の整備内容に意見を反映させることと規定されております。

この前提条件であります、子どもの意見を聞いて、その意見を反映させることにつきましては、2番、伊藤議員の一般質問、子どもの権利、成長する機会についての中で先程お答えしておりますが、来年度「こども計画」の策定に向けてニーズ調査を実施することとしており、「こども基本法」の施行を受け、子どもからの意見も施策に反映できるよう、調査対象及びその方法、更にはパブリック・コメントの実施方法も含め、見直しを予定しておりますが、議員ご提案の都補助事業を活用した遊び場等の整備では、場所が限定的にならざるを得ません。

町といたしましては、森林セラピー町民健康づくり事業において夏休みなど学校長期休業中のほか、平日夜間に親子で参加いただき、奥多摩の自然を活用したプログラムを実施しており、令和4年度及び令和5年度には、「溪流釣り体験と奥集落」「夏の昆虫観察」「餅つき&カモシカに会えるカモ！？冬のウオーク」「海沢林道 蛍観賞ナイトハイク」を実施し、未就学児は延べ11名、小・中学生は21名参加いただいております。

今後もこの森林セラピー町民健康づくり事業を通じて、議員ご提案の奥多摩の魅力を生かし、身近な自然を活用しながら、遊び、学ぶ機会を確保する中、より多くの子どもたちに参加いただけるよう、同事業を委託しておりますおくたま地域振興財団と連携するとともに、この3月から事業開始となった放課後居場所づくり事業の放課後子ども教室のプログラムにおいても同様の機会を創出できないか、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、東京都の子どもの遊び場等整備事業補助金を使って公園づくりについてのお考えをお聞かせくださいについてですが、議員からご説明がありましたとおり、世田谷区では子どもが自然の中で外遊びができる場としてプレーパークを4か所整備しております。プレーパークは、工作、穴掘り、たき火、木登り、水遊びなど、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもたちのやってみたいに挑戦できるような遊びの環境を整え、保護者や地域の皆様に呼びかけ、幅広い世代が遊びに来ていると伺っております。

運営に関しましては、世田谷区が事業を民間のNPOに委託し、場所と予算は区が確保、運営はプレーパークに常駐するプレーワーカーと地域住民で担っております。

ご質問の子どもの遊び場等整備事業補助金は、令和5年度予算額総額3億円の範囲内、最大3か年、補助限度額1億円の補助事業で、対象事業を評価し、採択され事業が決定されます。この補助金は、遊びの場の基盤を整備する事業であり、その後の管理運営費、ランニングコストは市町村で賄うことになります。

町では、先程申しました放課後居場所づくり事業が始まり、公園利用の中心となる児童は、学校がある日は引き続き放課後も友達と学校で過ごすことができること、町は広域であり、1つの公園では利用できる児童が限定され、平日の利用が少ないことなどが考えられます。

また、以前にも公園についてのご質問の中で、公園を充実していくことが望ましいと考えておりますが、広範な面積に住宅が散在していることに加え、急峻な山岳地帯が多くを占める奥多摩町の地形にあって、まとまった面積の平坦地を必要とする公園を新規に整備することは困難であるのが現状であるとお答えしております。

このようなことから、現状、議員ご提案の都補助事業を活用した公園づくりは難しいところではありますが、今後も近隣住民や地域の保護者等の理解を得ながら、既存の公園などを活用して自然を活用しながら遊べる奥多摩の魅力を生かした子どもの遊び場につままして研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 3番、森田紀子議員の図書館の在り方についてお答えいたします。

ご質問の1点目、くつろぎの居場所、教養を蓄積する場所としての図書館の在り方について所見をお聞かせくださいについてですが、近隣の市町村では、瑞穂町図書館が令和4年3月のリニューアルオープンに合わせ、図書館内の休憩・学習スペースでペットボトル等、蓋つきの飲物であれば自宅同様、くつろぎながら読書をするできるようになっております。瑞穂町図書館の来館者はリニューアルにより増えておりますが、利用状況の変化といたしましては、これまでほとんどの来館者は本を借りに来る方でしたが、リニューアル後は、来館者で本を借りる方は半数以下と、本を借りなくても読書や学習、お茶を飲んだり交流をしたりと誰もが利用しやすい日常の居場所となっており、くつろげる居場所、教養を蓄積する学習する場所としての図書館となっております。

教育委員会といたしましても、町の図書館の在り方につままして、ただ本を貸し出すだけの場所ではなく、今後は図書館に来館いただき、居場所として使っていただける図書館

にしていきたいと思いますと考えております。ハード面の整備はスペースや限られた予算では難しいところですが、ソフト面はお金をかけることなくできることもございますので、指定管理者であります木村奨学会と連携し、瑞穂町図書館等を参考にしながら在り方を研究してまいります。

ご質問の２点目、西東京市が東京都の子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業で図書館が果たす役割を積極的に見直し、教育、地域交流、子育て支援等の多分野において図書館司書によるアウトリーチ型連携事業を実施したが、奥多摩町での補助事業の活用についてですが、西東京市で活用している子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業、通称３Ｃ事業につきましては、東京都が区市町村と連携し、子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会、誰もが求める日常の居場所に繋がることができる社会の実現を目指し、既存の補助事業の対象範囲を超えた分野横断的な取組や事業効果が複数分野に波及する先駆的な事業に対する補助事業となっており、補助率は10分の10で補助期間は最大で3か年となっております。

西東京市では本事業を活用し、教育、地域交流、子育て支援等の多分野において図書館司書により図書館サービスを受けられるにもかかわらず、これまでの図書館サービスを受けてこなかった人々に対してサービスを広げていく事業、いわゆるアウトリーチ型連携事業として実施しております。

主な事業内容としては、教育分野との連携強化、地域の居場所の充実、子育て支援、電子図書導入などとなっております。

教育との連携強化につきましては、学校に司書が出向き、放課後子ども教室で出張お話し会や児童によるビブリオトークの企画、実施支援や子ども1日図書館員体験の受入れ等になっており、当町でも奥多摩・福生絵本の会において絵本専門士、図書支援員が各学校や保育園を回り、絵本の読み聞かせを平成28年度から実施しており、今年度につきましては文化会館において4回実施しております。

子育て支援につきましては、ブックスタート事業として乳幼児への読み聞かせや絵本プレゼント、マタニティブックスタートになっており、当町では図書館にブックスタートコーナーを設け、絵本の読み聞かせ等を通して親子の触れ合いを深め、幼い頃から本に親しむ環境づくりを行うとともに、利用できる本の収集と情報提供を行っており、福祉保健課においてはコロナ禍で中止していた民生・児童委員による赤ちゃん訪問、各ご家庭への訪問を昨年5月から再開し、その際に絵本のプレゼントも行っております。

その他、子ども家庭支援センターきこりんにおいて毎月実施しております「絵本といっ

しょ」を通じて、親子で絵本に触れ合っていただく機会を設けております。

西東京市の事業内容につきましては、規模は違いますが、当町におきましても同様の事業を実施しており、この補助事業の活用につきましては、正規職員不在の図書館を中心に実施することは現状難しいところではありますが、今後、図書館に限ったものではなく、全町的に取り組む際には図書館も協力してまいります。

ご質問の３点目、図書館の書庫スペースが不足しており、大切な蔵書を学校の空教室での保管は可能でしょうかについてですが、学校の教室につきましては、特別支援教室、少人数指導算数教室、相談室等、更なる教育の充実に向けた用途で使用しており、現在、空教室はございません。

なお、図書館に収まらない蔵書につきましては、文化会館の２階の書庫、長畑地内の町が管理する氷川キャンプ場内の施設、小河内原地区内の旧東芝保養所で保管しておりますが、湿気の多いところではなく、問題なく保管できており、今後も同様に保管してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○３番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

私からの再質問ですが、まず公園事業についてお伺いいたします。

先程町長のほうからご答弁いただきました森林セラピー等利用して既存のシステムを使って、子どもの居場所、または子どもたちが伸び伸びと遊べる場として活用していきたいというご意見をいただきまして、それは重々承知しておりますが、先程、澤本議員の一般質問の中で、東京都の予算、東京都総合交付金の質問がありましたが、やはり東京都のほうから予算をいただける、この場合、本当に 100%の予算が出る事業ですので、ぜひ前向きにご検討していただいて、活用できるようなことがあったら活用していただきたいと思います。

そして、子どもたちの意見を聞く場合、この事業の要として、子どもたちの意見を聞いて、子どもたちのしたいような公園をつくっていく。こちらからの提案ではなくて、子どもたちがどんな公園で遊びたいかをヒアリングして、それで作っていくというのが趣旨だそうです。そして、申請が通った区市町村のポイントは、まずワークショップを子どもたちと一緒に実施して、子どもの意見を丁寧に聞いたところの申請が通っているそうです。

以前、奥多摩町でフリースクールを川井でなさってる方にお話を聞く機会がありました。例えば都内ですと、マンションに住んでる子どもたちは、下に響くので静かにしなさい、静かに遊びなさい、黙りなさいと日常生活の規制が多く、息が詰まってるそうです。しか

し、その子どもたちがフリースクールに来て川に行ったり、畑で遊んだり、ただ、畑に穴を掘るだけで本当に楽しんでストレスが発散できるそうです。そして、外で遊んで大きな声を出したりすることによって落ち着きを得られるそうです。

現在、小学生の 10 人に 1 人が発達障害との統計がある中、もっと多角的に奥多摩の自然を生かして、大人がつくった既存の流れではなく、子どもたちが何をしたいか、自由に何をしたいか、それを奥多摩の自然の中で満喫していただけたらと思ってご提案させていただきました。

そして、図書館についてなんですが、ソフト面で前向きなご意見をいただきありがとうございます。

②番目については、既に奥多摩町ではなさってるということで、教えていただいてありがとうございます。

③に関しては、そんなに湿気がないということで、そうですか。私が聞いた意見では、湿気が多いところで、本も結構古い本、例えば登山系の本とか、奥多摩町に貸してくださいとほかの図書館からご依頼があるケースがあるそうです。その中で本が傷んでいて、貸出しが難しいというお話を聞きましたので、質問させていただきました。

今後も蔵書の保管については細心の注意を払っていただき、長く、大切な本もあると思いますので、していただきたいと思います。

ということで、ぜひ前向きに東京都の予算を使って事業を展開していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3 番、森田議員のご質問にお答えいたします。

公園の整備について補助金の活用をというご質問です。

私も少し世田谷区のほうの内容ちょっと調べたんですけども、この事業の活用に当たっては、世田谷区のほうで子ども子育て会議の小部会というのがございまして、そちらの部会が平成 29 年に区民主体の外遊び推進委員会というものを立ち上げまして、そちらのほうで平成 30 年度から公園内での外遊び活動を開始したところです。それをずっと継続してまして、令和 3 年度 60 回、令和 4 年度 85 回程度実施しまして、その後、令和 3 年に利用者、近隣住民、親子、小学生等にアンケートを取りまして現地のヒアリング、令和 4 年度に議員おっしゃられましたワークショップ等を開催して意見を取りまとめ、整備方針を決定し、令和 5 年度に事業開始という経過がございます。

いずれにしても、こちらの事業につきましては住民主体ということで、出だしのところが町主導ではなく、住民の盛り上がりの中から出てきた事業ということでご理解いただきたいと思います。

あわせて、議員のご質問の中で、ある地域で行われた事業に参加したということであつたんですけども、同じこちらの東京都の部局で、この事業も公園のつくりだけではなくて、それを生かした遊びをつくっていかなくちゃいけないというような事業で、住民主体の事業で、子どもの遊び推進プロジェクトという補助事業はまた別にございまして、継続的に自然を活用した遊び等を実施しようとする地域の任意団体、そういうのが応募するような補助事業がございます。

そこについてはそういうものの専門というか、事業を一緒に後押ししてくれる、支援してくれるような団体がありまして、そこと共同して継続して事業をつくり上げていく、そのような事業もございます。そちらのほうは実施費用の 120 万程度を出してくれるというようなものがございますので、もし地域でも任意団体とかで簡易的にまずはじめてみようということがございましたら、こちらのほうを活用してもよろしいかと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 図書館の件については回答は要らないですか。

○3 番（森田 紀子君） はい、ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3 番（森田 紀子君） 公園事業について、補助金のほう調べていただいてありがとうございます。既にある地域で、山の中に子どもたちが道をつくって、学びながら遊んでいる事業が既に行われておりますので、ぜひそちらの団体の方にもお話しさせていただいて、それが通ればそちらで使わせていただけたらと思います。

それで、微力ではございますが、私のほうもできるだけお手伝いさせていただきますので、ぜひご検討いただき、町民の皆様、また、奥多摩に訪れてくださる方々に喜んでいただける奥多摩にしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、森田紀子議員の質問は終わりました。

次に、1 番、榎戸雄一議員。

〔1 番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1 番（榎戸 雄一君） 1 番、榎戸です。

それでは、早速一般質問をはじめたいと思います。

まず1点目、災害時の通信インフラについてお聞きします。

2024年元旦に能登半島地震が発生し、生活インフラに大きな被害をもたらしています。行政でも耐震化や災害対策に多方面に取り組んでいることと思います。今回は、災害時に90%以上の制限を受ける固定電話などの通信インフラに絞り着目します。

固定電話は、災害時に救援、復旧、公共の秩序維持のため、災害時優先通信が優先される仕組みです。加えて基地局の被災による機能停止も多発します。一方で、災害に強いと言われるインターネット回線も大規模停電では機能しません。

総務省も災害に備え、IP無線機や衛星型インターネット回線「スターリンク」を推奨しています。特に有用なのは、道路や電力インフラが被害を受けると孤立しかねない山中や郊外の地域が最適とのことです。

SNSの利用が盛んな昨今では、携帯電話でインターネットが利用できる環境は重要です。奥多摩町として、この衛星型インターネット回線「スターリンク」を孤立が予想される地域へ導入するなど、災害時の通信インフラ対策についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

続いて、2点目です。消防団の詰所について。

消防団は他の本業を持ちながら、自らの地域は自ら守るという精神に基づき、消防・防災活動を行っています。

消防団の拠点施設は、一般的に詰所と言われる消防・防災用車両や資機材の収納場所です。平常時は団員の教育・訓練や各種会議の実施場所となります。加えて災害時の参集・活動拠点と災害予防の啓発拠点として地域防災の重要な役割を担っています。

大規模災害時には昼夜を問わず、長期間の活動を行うための拠点機能を有する必要性も求められます。

町では、消防団詰所の老朽化に伴う建て替えを計画的に行っているものと思います。一方で、現存箇所での建て替え困難な立地条件に加え、新たな移転先が見つからず、やむなく使い続けている詰所も存在しているものと思います。

地域防災力の重要性を考慮し、建て替え予定の詰所とその計画について現状と今後の対応についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中ですが、ここで暫時休憩としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 20 分から再開します。

午後 3 時 09 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、榎戸雄一議員の一般質問に対する答弁からお願いします。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、榎戸雄一議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、災害時の通信インフラについてお答えいたします。

本年 1 月に発生した能登半島地震に関しても報道されておりますとおり、大規模災害時には長期停電による基地局の機能停止や土砂崩れによる通信網の断線により広範囲で通信環境に支障が出るおそれがあります。

町では災害時に通常の通信環境に支障が生じた場合の通信手段として、防災行政無線のほか、主に消防団に I P 無線及び衛星無線を配備し、災害現場、各避難所、消防団と役場との情報通信体制を確保しております。

議員ご説明の衛星型インターネット回線「スターリンク」は、地上の専用アンテナが人工衛星から電波を受信し、ルーターを経由してインターネットに接続する新しい民間サービスで、上空が開け、電波が確保できれば接続ができ、家庭用の W i - F i と同様の方法でスマートフォンやパソコンなどに接続可能であるとのことでございます。

従来の通信衛星に使われる人工衛星は、高度約 3 万 6,000 km の軌道にありますが、スターリンクの衛星は高度約 550 km の低軌道に 3,000 基以上あり、衛星が多くて近いため、繋がりやすく、大容量の高速データ通信が可能とされております。

令和 6 年能登半島地震では、通信状況が不安定な被災地でこのスターリンクが活用されており、東京都が今年度から試験導入している設備を石川県輪島市に応援派遣された都職員が持ち込み活用されていることや携帯電話事業者が被災地へ無償提供し、現地の通信環境の復旧に大きく貢献したことが報道されております。

東京都では今年度、島しょ部などで計 8 台が試験導入しており、このうち 1 台が輪島市に持ち込まれております。

改めて地震に強いまちづくりや施設構造物等の安全性が認識されております中で、通信インフラにおけるスターリンク等につきましては、現在、東京都におきまして被災地及び島しょ地域に試験配備が行われていること、令和 6 年度中に都内の全区市町村の役所・役

場に可搬型スターリンクを配備する予定があることから、今後の東京都からの情報を確認しながら、孤立が想定される地域への通信インフラ対策の研究・検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団の詰所についてですが、町では団本部及び本部分団を除く第1分団から第6分団までの町内16か所に消防団の活動拠点施設として消防団詰所を設置しております。この詰所は、消防用車両や資機材の収納場所であり、平常時は消防団員の教育・訓練の場として、また、各種会議の実施や火災・災害時には団員の参集場所として利用しております。

町では、消防団詰所の建設、建て替えの財産処分制限期間を基準とし、鉄筋コンクリート造は38年、ブロック造は34年、鉄骨造は25年、木造は17年を目安に建設、建て替えの整備を計画しております。

今年度建設に向けての実施設計委託を予算化していた第4分団第1部栃久保詰所は、昭和55年に建設され、構造は補強コンクリートブロック造で建設から43年が経過しており、設備なども老朽化している状況にあります。当初、建設予定地として検討した町内事業所が所有する土地は、現存する建物の解体に多額の費用を要することが判明したことから、詰所建設予定地を再検討することに決定いたしました。しかし、第4分団第1部栃久保詰所は分団の本部機能を有し、ポンプ自動車の収納場所であることから、当該分団並びに自治会等の地域住民からは、早期建設に向けたご意見を多数いただいているのが現状です。

来年度以降は、当該分団や自治会等の地域の住民にご協力を賜り、新たな建設予定地の確保に努めてまいります。

その他の詰所に関しましても建設から40年以上経過している詰所が5か所あることから、引き続き計画的に建設、建て替えを検討・実施してまいります。

また、新たに建設された詰所につきましても現状建物の機能等の維持を図るため、計画的に補修・改修工事を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても若者の減少と高齢化に伴い、消防団員の確保が難しくなっている中で、消防施設並びに装備品等の近代化を図ることは、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため必要不可欠であることから、町といたしましても引き続き消防団員や自治会などのご意見を取り入れ、整備等を推進してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸雄一議員、再質問ありますか。

○1番（榎戸 雄一君） 再質問はございませんが、一言よろしく申し上げます。

まず通信インフラについてですが、東京都が推進を後押ししているということで、奥多

摩町でもぜひよろしくお願いしますというところでございますが、この一般質問を出した後、先月の2月ですか、H3ロケットが成功したということです。また、スターリンクにあっては直接携帯とアクセスできるということの試験も実施され、楽天モバイルは約2年後をめどに直接携帯とアクセスできる試みを発表しております。

私は今回災害について2点質問させていただきましたが、1つは、元旦の能登半島地震が起きたこと、また、もう一つは、私事ではございますが、ワサビの栽培をされていて、真名井林道によく入ります。入り口のゲートは簡単には入れませんが、ワサビの栽培で入る分には許可されたコードで入っております。その中で、ここ二、三年の中で見聞きした話では、先輩のワサビ畑のちょっと先で滑落したと思われる人が死亡していたということ、それともう一件、年配の方が冬に真名井林道を散歩してたら足を滑らせて頭部を打ったのか、ちょっと意識もうろうとしながら頭から血を流して、携帯で助けを求めたんですが、残念ながら真名井林道は圏外ですので、冬であり、そのまま放置されてたら翌朝にはきついのかなと思います。たまたま林道従事者が仕事を終わって、その日に限って遅く上がったものですから、救済することができて、大丹波の電波の通じるところまで戻ってきて救急車で運ばれたということでございます。

私もワサビの栽培で半日圏外の状態でいると、かなり不安というか、何かあったら嫌だなというのを常々感じながらいるところでございます。災害時には、自分の子どもたちが都内にいて大丈夫かななんてそんな心配を持ちながら、圏外で長時間いるという不安を少なからず想定すると、少しでもそういった町民の災害時の不安が軽減できることを願って質問した次第でございます。

どうぞ機会がありましたら、積極的にこういったスターリンク等の導入をご検討いただければと思います。

また、消防団の詰所にあつては、先般の本会議の中でも4分団の予算が繰り越されたというのも私自身目で見ておりますし、町として老朽化したものの行動は取っているんだなというのは改めて確信しております。ただし、移転先が見つからないということは、幾ら予算がついても実行されるものではございません。

昨日、たまたま栃久保で4分団長ともお会いする機会があつていろいろな話も聞きました。台風19号、2019年のときには、詰所の横が川のように大量の水が吹いて、「パイプ椅子で長時間その環境で耐えるのって、榎戸さん、結構きついよね」なんていう話もしました。そういった中で、詰所というものがいかに大事かというのは、私も身をもって経験しております。

栃久保4分団にあっては、ポンプ車を所有しておるんで、建て替えも願うところでございます。予算もついておりますので、私が質問することによって、この問題がより多くの住民、栃久保の人たちに届いて、この土地が空いたよというときには、少しでも早く詰所建て替えに貢献できればと思い、質問させていただきました。

本日はありがとうございます。以上です。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1番、榎戸雄一議員の一般質問は終わります。

次に、5番、大澤由香里議員。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

まず元日に発生した能登半島地震においてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さん、関係者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

施政方針について質問いたします。

町長は、来年度の施政方針において能登半島地震、東日本大震災に触れ、町と住民、消防団及び自治会並びに関係機関が連携し、一体となって地域防災力の充実・強化へ向けた取組を進めてまいると述べられました。

また、特に消防団については、依然として減少が続く消防団員を確保し、十分な体制を構築していくことが不可欠であり、確保に向けては、消防団員皆様の考えや思いを斟酌しながら、消防団活動のやりがい高め、負担感を軽減する対策を講じることとともに、風通しのよい組織づくりが必要との考えをお示しになりました。

近い将来に南海トラフや首都直下など巨大地震の発生が危惧されています。また、能登半島地震を踏まえ、住民の防災への意識は非常に高まっています。

そこで、地域防災力の充実・強化へ向けた積極的な取組について大きく2点伺います。

1、1950年に建築基準法が施行された際に制定された国の耐震基準は、大地震が発生するたびに見直されてきました。1978年の宮城県沖地震の甚大な被害を受けて1981年に改正された耐震基準は新耐震基準と呼ばれ、震度5強程度の地震ではほとんど損傷せず、震度6強から7程度の強い地震でも人命に危害を及ぼす倒壊などの被害を起こさないといった新基準となっています。

更に1995年の阪神淡路大震災を受け、同年に耐震改修促進法が制定され、1981年改定の耐震基準を満たさない古い住宅については、所有者に耐震診断や改修の努力義務を課すなどし、2000年には主に木造住宅の耐震性を更に強化した現行の耐震基準、2000年基準が設けられました。建物の耐震基準が強化されたことで、2000年以降の地震において新耐震

基準の建物の倒壊率は格段に減少しています。

しかし、最大震度 7 を記録した能登半島地震では、多くの人々が倒壊した家屋の下敷きになるなどして命を落としました。特に被害が大きかった石川県輪島市と珠洲市の住宅耐震化率は、それぞれ約 45%、約 51% で全国平均の 87% を大きく下回り、新耐震基準前に建てられた住宅の比率は能登半島で 6 割と、全国の中でも住宅の老朽化が際立つ地域でした。過疎地の住宅の老朽化や耐震化の遅れなどが被害拡大を招いたと指摘されています。

大地震の犠牲になった方々の死因を見ると、阪神淡路大震災では圧死、損壊死等が死因全体の 83.3% を占めています。能登半島地震でも圧死が全体の 41% を占めています。その多くが建物等の倒壊が原因と言われています。家具や家電製品が倒れ、覆いかぶさって胸や体が圧迫され、呼吸ができず亡くなった方も多数いました。住宅、建物の耐震化とともに、家具の転倒防止対策も重要です。

以下、伺います。

①町における新耐震基準前に建てられた木造住宅の割合は。空家を除いてです。

②町の住宅耐震化率は。

③奥多摩町地域防災計画では、新耐震基準前に建てられた建築物に対し、耐震診断のあっせんや改修・改築等に係る費用の助成の検討が課題として挙げられています。多くの自治体で耐震診断や改修等への助成制度が導入されています。町の取組についてお答えください。

2、町長も述べられましたように、災害時には地域に密着した消防団の活躍が不可欠である。減少と高齢化が問題となっている消防団員の確保についての対策は喫緊の課題です。新年度に向けて具体的にどのような取組をされるのか伺います。

①消防団員の考えや思いを酌み取るための具体的な手だては。

②消防団活動のやりがいを高める具体的な手だては。

③消防団活動の負担感を軽減する具体的な手だては。

④消防団を風通しのよい組織にするための具体的な手だては。

以上 4 点お願いします。

次に、飼い主のいない猫対策、地域猫活動の成果と理解促進・啓発及び支援について質問いたします。

最初に、猫の性質、地域猫活動について説明いたします。

猫は交尾の刺激で排卵するので、1 回の交尾でほぼ 100% 妊娠します。1 匹の雌猫の妊娠期間は約 2 か月、年 3 回出産し、1 回に平均 5 匹の子猫を産みます。生後約半年から出

産することができるため、去勢不妊手術をしないと、1年後には50匹以上に増える可能性もあります。

1990年代以降、増え過ぎた飼い主のいない猫のふん尿、繁殖期の鳴き声、マーキングの臭いなどの問題をめぐる住民同士のあつれきが全国的に注目されるようになり、その後、こうした飼い主のいない猫問題を解決するために、2000年頃から地域猫活動が生まれました。

地域猫活動とは、猫の繁殖を抑え、餌、トイレ等を地域で適正に管理することで、飼い主のいない猫が今以上に増えず、かつトラブルも減らしていくための活動です。この活動は、従来の個人ボランティアによる愛護活動とは一線を画し、地域住民とボランティア、行政との協働を特徴としています。

具体的には、行政に住民から飼い主のいない猫についての苦情などの情報が寄せられると、ボランティア団体と協力して捕獲し、トラップ、不妊去勢手術をし、ニューター、元の場所に戻す、リターンというTNR活動をします。手術を受けた猫は、耳の先端を桜の花びらのようにV字型にカットされることから、さくらねこ活動とも言われます。手術後は、定時定点での餌やり、餌場の整理、ふんの片づけ等、猫の見守り活動、マネジメントを継続的に行います。

こうして地域猫活動では、捕獲して手術し、元に戻して見守るというTNR＋M活動を行い、地域に認められた地域猫として天寿を全うするまで適切な猫の個体管理を行います。猫の個体数を減らし、猫による生活被害と住民トラブルを軽減し、人も動物も幸せに共生できる社会づくりを目指しています。

私は、2016年の第1回定例会3月議会において、飼い主のいない猫の対策について質問いたしました。当時、町の至るところで増え過ぎた飼い主のいない猫による虐待、ふん尿、繁殖期の鳴き声、マーキングの臭いなどの問題をめぐる切実な声が寄せられたことで町の対策を伺いました。

当時は、地域猫活動を行うボランティア団体が奥多摩町にはなく、町の対策としては、「虐待については警察への通報と協力、動物虐待の禁止と猫に餌を与えないことを呼びかけた注意看板の設置を行い、飼い主のいない猫には餌を与えないことを防災無線で呼びかけを行った。今後も自治会との連携で、飼い主のいない猫対策や飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成の実施を検討していく」というものでした。

その後、町は2018年に公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に申請し、さくらねこ無料不妊手術事業へ参加する自治体となりました。さくらねこ無料不妊手術事業は、公益財団法

人どうぶつ基金が飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費等を全額負担するものです。町は無料不妊手術チケットの交付窓口となり、青梅市の地域猫活動のボランティア団体いのちを考える会・青梅の方に協力していただき、住民から情報のあった飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施していました。2021年には町のボランティア団体奥多摩ねこねっとが発足し、現在は奥多摩ねこねっとにチケットを配分し、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施しています。

これまでの町を取組を評価するとともに、ボランティア団体いのちを考える会・青梅、奥多摩ねこねっとの皆さんのご尽力に敬意を表するものですが、この活動意義が広く住民に理解されていないと、単に猫好きの活動と思われ、好きでやっていることと思われてしまいがちです。

現在、奥多摩ねこねっとさんが捕獲した飼い主のいない猫を立川市のおおにし病院まで連れていき、不妊去勢手術を実施しています。1回の不妊去勢手術に立川までの4、50 kmを2往復しなければなりません。手術は無料ですが、交通費がばかになりません。また、保護した猫の餌代やペットシート代等もかかります。心ある方からのご寄付で活動されているそうですが、安定した継続的な活動資金にはなり得ません。

地域猫対策は、ボランティア団体の活動に大きく依拠されることから、その活動の継続性が保証されなければならず、行政の支援が不可欠です。環境省の方針でも「行政は地域猫活動の普及・啓発を図り、地域の対策に沿って必要な支援を行う」とあり、その具体的な内容としては、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などが挙げられていますが、この地域猫活動に対して補助金などの支援をする自治体が増えています。地域猫対策は、地域の生活環境問題として取り組むべき課題であり、行政がその下支えをするのは当然のことだと考えます。

そこで、以下伺います。

- ①地域猫活動の成果と課題は。
- ②地域猫活動への理解促進・啓発のこれまでとこれから。
- ③地域猫活動への財政的支援についての考えは。

以上、町の見解をお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、施政方針についての地域防災力の充実・強化へ向けた取組についての町における耐震化等についてですが、1点目の町における新耐震基準前に建てられた木造住宅の割合は（空家を除く）について及び2点目の町の住宅耐震化率についてですが、令和4年度奥多摩町における固定資産税課税家屋5,408棟のうち、約86%の4,644棟が木造家屋となっておりますが、このうち新耐震基準前に建てられた木造住宅の割合は把握できておりません。

令和4年に発表された首都直下地震等による東京の被害想定報告書に掲載されたデータによりますと、令和元年度末の戸建て住宅の新耐震基準による耐震化率は、全国で約81%、東京都で約87%と推計されておりますが、この推計は、抽出調査である平成30年住宅・土地統計調査に基づき推計されているもので、この調査結果が市区町村別に公表されるのは人口1万5,000人以上の自治体のみであるため、奥多摩町の耐震化率をこの方法で推計することはできません。したがって、奥多摩町における耐震化率について、現在、町では把握できておりません。

次に、3点目の奥多摩町地域防災計画では、新耐震基準前に建てられた建築物に対し、耐震診断のあっせんや改修・改築等に係る費用の助成の検討が課題として挙げられています。多くの自治体で耐震診断や改修等への助成制度が導入されています。町の取組はについてですが、町内の建築物の耐震化事業としては、町では、特定緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震診断、除却、改修等の補助を平成24年度に導入いたしました。奥多摩町において特定緊急輸送道路に指定されているのは国道411号線のみとなります。この沿線の建築物を対象として、現在、耐震診断の結果、危険性ありとされた民間物件16件の除却、改修、建て替えなどの補助を実施しておりますが、現在までの活用実績は除却1件のみにとどまっております。

また、国都では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化補助のほか、旧耐震の木造住宅の耐震化に対する補助も実施しており、市区町村がこの補助事業を実施する場合には、耐震診断については国から3分の1、都から6分の1が、耐震改修費については83万8,000円を限度として国から11.5%、都から20%が交付されます。この旧耐震の木造住宅の耐震化補助については、都内においても上限額、補助率はそれぞれ異なりますが、多くの自治体が導入しております。

ただ、奥多摩町においては先程申し上げた特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が進んでいない現状からも民間所有建築物の所有者が耐震改修等の補助制度を活用する場合、所有者の自己負担も高額になり、補助申請手続の負担もあるため、何らかの理由でもともと

改修や除却などを考えていた場合でなければ、事業実施にまで踏み切っていただくことは極めて難しいと考えております。

今後、町では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めていきながら、住民皆様への耐震化に関する意識の普及に努め、木造住宅の耐震化補助につきましては、所有者の方からのニーズを見極めながら、必要に応じて検討してまいります。

次に、消防団員について、新年度に向けての具体的な取組についての1点目、消防団員の考え方や思いを酌み取るための具体的な手だてにはについてですが、消防団では令和3年度に町の第30回ポンプ操法審査会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、操法大会の開催について全団員からアンケート調査を実施いたしました。団員からの回答率は96%に及び、その回答を基に、正副団長で大会の可否について協議を行い、町のポンプ操法審査会を中心とする決定を行いました。

また、この1月に行われた分団長会議において分団の不安や悩み等について各分団から書面にて提出いただき、その内容に対して正副団長で協議を行った結果、次回の3月14日に行われる分団長会議で正副団長並びに事務局からそれぞれの意見に対して回答する予定です。また、その中で緊急性の高い意見・要望等については慎重に協議し、対応に当たってまいりたいと考えております。

団運営につきましては、幅広い意見交換や新たな活動を適切に行うためには、それぞれの行動に関する技術・知識を持ち、或いはそれに対して研究し、消防団全体でこれらの活動に適切に対応していく必要があります。

引き続き消防団の幹部から団員まで幅広く消防団員の意見等を聞き、考えや思いを酌み取ることが必要であると認識しております。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携においても十分な話合いや理解の促進も必要であり、消防団組織の透明性、一体感を深め、地域住民にとっても身近で頼りになる組織として関心を高める努力をしてまいります。

次に、2点目の消防団活動のやりがいを高める具体的な手だてにはについてですが、消防団員活動のやりがいについては、消防団員それぞれで感じ方は違うと思いますが、消防団員として火災等の有事の際に、住民の生命、身体、財産を守るという精神が大前提にあります。

また、奥多摩町消防団の団歌の3番にもうたわれております「闘志あふるる団結は隣人愛と連帯の使命を担い栄え行く」のとおり、郷土愛、地域を守る使命感などは、消防団員として様々な活動や経験を通して、それぞれが消防団活動でのやりがいを高めることで、

地域防災の中核として地域の活性化や火災等有事の際の活動に繋がっていくものだと考えております。

町では積極的に装備資機材等の更新を図っており、昨年度は全団員に対して消防団員用ヘルメットの購入を行い、また、今年度は大雨や台風災害等で着用する消防団用雨がっぱの購入を行っております。

なお、新年度には消防団員が年間を通して一番着る機会が多い活動服について、機能性及びデザイン性の向上と消防の象徴カラーであるオレンジを活用する従前の服装を踏襲しつつ、夜間活動時等の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やした高視認性活動服を予算化しております。

このように消防団員の装備資機材等の近代化を図ることにより、消防団員の士気向上はもとより、消防団員の安全が確保されるため、町では引き続き装備資機材等の充実に力を入れてまいります。

次に、3点目の消防団活動の負担感を軽減する具体的な手だてにはについてですが、消防団員が減少する中で、町では消防活動上の負担軽減として、従来、消防団が使用している口径が 65 mmの消防用ホースに加え、東京消防庁などの消防吏員が使用している口径が 50 mmの消防用ホースの購入を行っており、団員が少ない中でもホースの操作性にすぐれており、かつ安全に活動できることから、令和3年度から導入をはじめ、各分団に配備しております。

また、小型動力ポンプ（可搬ポンプ）につきましても従来から導入しているB-2級可搬ポンプよりも重量が半分の約 52 kgのC-1級可搬ポンプの導入を行い、搬送に係る人員の削減や足場の悪い河川の活動において自然水利の確保が安全にできる態勢を確保しております。

このように今後も火災現場等で消防団員が安全に活動できることを最優先とし、住民の期待に応えることが可能な装備資機材等の配備に工夫や改善を行ってまいります。また、消防団活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のため、指揮命令系統の確立と規律については必要不可欠であります。

そのためにも訓練は消防団活動の基本であり、特に操法は、消防団員が消火活動等を行う上で基礎的な動作をまとめたものであり、消防団員が火災現場等の最前線において安全に活動するためにも重要なものだと認識しております。

しかしながら、操法訓練等に対する負担については当町でも様々な意見が出ており、前回の第31回ポンプ操法審査会の訓練では、消防団員の負担軽減策として、訓練日数の上限

を30回までとする工夫を行いました。その他、消防団の各種事業・行事等の検証や見直しを行い、生業の傍ら消防団活動を行う消防団員に対して、少しでも負担が軽減されるよう、引き続き団長等幹部と協議してまいります。

次に、4点目の消防団を風通しのよい組織にするための具体的な手だてにはについてですが、消防団は、火災や災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性は高まっております。これまで多くの先輩方や消防団関係者の方々による努力の積み重ねにより、伝統と歴史のある奥多摩町消防団が現在まで受け継がれてまいりました。

しかし、消防団を取り巻く社会環境の変化により、新入団員数が減少する中、今後とも将来にわたって消防団を継承していくためには消防団の存在意義・役割とともに消防団に対する理解の促進、幅広い住民への入団促進、また、平時の消防団活動の在り方など課題は様々であります。こうした変化に対応できるように、議員からご指摘をいただいている風通しのよい組織にすることは、当町の消防団にとっても重要なことであります。

ここでの風通しのよい組織とは、意見や考えを遮るものがない状態を示します。つまり、当町の消防団においても立場に関係なく、自分の意見を主張しやすく、団員同士の意見交換が活発な組織になるよう、井上消防団長をはじめとした幹部や分団役員には、今までとは異なった組織づくりを構築していただき、更なる消防団のイメージ向上に努めていただきたいと思います。

それに加えて山間部という特殊な地域を守る当町の消防団員には、日々の訓練はもとより、各種行事・訓練等にも様々な工夫をしていただき、常備消防組織である東京消防庁、特に当町の管内である奥多摩消防署と引き続き強い信頼関係を持ち、住民が安全で安心して暮らせる町づくりを進めてまいります。

いずれにいたしましても全国的に減少を続ける消防団員ですが、当町においても消防団員の減少は深刻な問題であり、消防団員の確保に向けて引き続き最善の努力をしてまいります。

また、消防団員の確保につきましては、現役の消防団員はもとより、自治会や地域の方々のご理解とご協力を賜り、幅広い住民の方々が一人でも多く消防団員として入団し、地域防災力の中核としてご活躍されることを望んでおります。

なお、大澤議員におかれましてもご近所やお知り合いの方が消防団員に興味があり、入団いただけるような方がおりましたらぜひお声がけいただき、消防団員の入団促進にご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の飼い主のいない猫対策、地域猫活動についてお答えいたします。

議員のご質問にもありますとおり、町では平成 30 年度から飼い主のいない猫のトラブルに対応するため、公益財団法人どうぶつ基金が実施しているさくらねこ無料不妊手術事業に登録し、地域住民のご理解をいただきながら飼い主のいない猫に不妊去勢の手術を行い、猫を不必要に増やさない取組を実施しております。

この取組は、町とボランティア団体が一体となり推進している事業であり、当初から携わっている奥多摩ねこねっとの方々には多大なご尽力をいただき、大変感謝しているところでございます。

ご質問の 1 点目の地域猫活動の成果と課題はについてですが、これまで飼い主のいない猫に実施した不妊去勢手術の件数は、平成 30 年度に 20 件、令和元年度が 48 件、令和 2 年度が 59 件、3 年度が 105 件、4 年度が 63 件、今年度は 1 月末現在で 32 件の計 327 件となっており、不妊去勢手術の件数が減少傾向にある各地域における猫被害の苦情件数も減少し、ふん尿の臭いが減るなど、被害防止が図られていることが成果と捉えております。

課題につきましては、地域猫活動を継続するためには、地域住民の方に活動内容を理解していただくことが必要となりますので、広く定着させていくことが課題だと考えております。

次に、2 点目の地域猫活動への理解促進・啓発のこれまでとこれからについてですが、町ではホームページの掲載や自治会回覧により普及啓発を図っております。また、広報おくたまでは、ボランティア団体と連携して今年度から子猫の里親募集を掲載しておりますが、令和 4 年度では 17 匹、令和 5 年度では 7 匹を里親へ引き渡したと伺っております。

今後もより一層連携して、地域猫活動を広く定着させていきたいと考えております。

次に、3 点目の地域猫活動への財政的支援についての考えはにつきましては、毎年 1 回、奥多摩ねこねっとの皆さんと情報交換会をしております。その中で、捕獲器がないこと、餌代がかかることなどの意見を伺い、令和元年度から令和 4 年度にかけて 18 器の捕獲器を購入し、貸出しをしております。

また、消耗品については、令和 2 年度から環境衛生総務費に予算計上し、保護した猫の餌や猫砂、ペットシート等年間 5 万円程度の消耗品を購入し支給しております。また、財政措置以外にも職員が立川市の動物病院に移送するお手伝いをすることもあり、ボランティア団体の方々の大変さも理解しているところでございます。

議員ご指摘の交通費等の活動に必要な財政的支援につきましては、今後、近隣市町村の補助要件を参考にし、ボランティア団体のご意見を伺いながら検討させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

耐震基準前に建てられた木造住宅の割合等住宅耐震化率が分からないということでした。耐震化の助成制度について緊急輸送道路の件だけだったということだったので、他地域の事例などを紹介したいと思います。

国土交通省は、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務づけ対象建築物をおおむね解消することを目標として掲げ、所有者による耐震化を支援するとし、補助メニューも整備しています。

国土交通省のデータによると、東京都では、島しょと奥多摩町、檜原村以外はほとんどの自治体で耐震診断や補強設計、耐震改修工事を実施する際の補助事業が実施されています。1981 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により設計・建築された木造住宅が条件となっている場合が多いですが、2000 年基準前の 2000 年 5 月 31 日以前に設計・建築された木造住宅も対象という自治体も年々増加しています。

例えば昭島市では、1981 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅が対象でしたが、昨年から 2000 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅も対象に加え、耐震診断の総合評点が 1.0 未満、つまり、倒壊の可能性があると診断された建物について耐震改修工事の上限 30 万から 60 万円を補助するとしています。税の滞納がない市民全員が対象です。

耐震診断を無料で実施している自治体も少なくありません。まずは自分の家の耐震度がどれくらいか知ることだけでも防災力の強化に繋がります。調べて分かったのですが、全国のかんりの自治体で住宅の耐震に関わる助成制度を導入しています。導入していない自治体のほうがまれです。お隣の丹波山村や小菅村のように、奥多摩より小さい地方の自治体でも補助制度を設けています。奥多摩町でもできるだけ速やかに導入をお願いしたいと思います。

ところで、高齢化率が 52%を超え、高齢者のみの世帯も多い当町においては、倒壊のおそれがあると診断されても、時間もお金もかかる改修工事まではできないという町民も多いかと思います。今回の能登地震で古い住宅が多かった要因と同じかと思います。

2012 年、今から 12 年前の第 2 回定例会において宮野議員が家全体の耐震改修工事を行うことが経済的に困難な高齢者等のため、寝室等に設置できる耐震シェルター、耐震ベッドの一部を町で助成する制度の創設を求めて質問していますが、当時の答弁で、5,050 棟余りある住宅のうち、1981 年以前に建てられた建物が約半数の 2,540 棟あるとのことでした。耐震化率分からないということでしたが、先程の答弁で、住宅としては増えている感

じなんです、住宅耐震化率分らないということなので、倒壊の可能性の高い建物があるということで安心できないと思います。

防災ベッドや耐震シェルターは、耐震改修工事より比較的安価に施工することができ、また、住みながらの工事や短期間での設置が行いやすいメリットがあります。

鎌倉市では、1981 年 5 月 31 日、新耐震基準導入前に建築された木造住宅に居住している方を対象に、防災ベッド、耐震シェルターを設置する費用の一部を補助する制度を導入しています。設置に要する費用の 2 分の 1、または防災ベッドは 1 台 10 万円、2 台まで、耐震シェルターは 1 部屋 30 万円、1 部屋までのいずれか低い額を補助しています。

瑞穂町でも対象は高齢者や障害者で所得 200 万円以下の方等に限定されますが、上限額 50 万円で耐震シェルターや防災ベッドの設置に係る費用の 10 分の 6 まで補助が受けられます。

2012 年、当時の町の福祉保健課長の答弁では、設置の要望がないということでしたが、多くの町民はこの防災ベッドや耐震シェルターというものを知らされていないと思います。知らされなければ要望もしようがありません。また、多くの自治体が家具の転倒防止対策の補助金や設置ボランティアなどを具体化し、推進しています。補助額は数千円から 2 万円以下です。

町民からは、自分の家の耐震度が気になるが、どうやったら分かるか分からない、助成があれば積極的に検討してみたいという声も聞かれます。ぜひあらゆる耐震方法の周知とできる限りの補助メニューの導入を図り、もしもの震災のときに命を守るための取組を進めていただきたいと思います。この点についてお考えがあればお願いいたします。

消防団についてです。青梅市では被雇用者の増加や若年層の人口割合の減少により消防団員の確保、組織の維持が厳しい状況にあることから、2021 年度から 2022 年度にかけて新しい青梅市消防団の在り方検討委員会を設置し、消防団員にアンケートを取り、消防団員の確保や負担軽減など様々な課題について検討されたと聞いております。

昨年の第 3 回定例会の一般質問でも申し上げましたが、奥多摩町消防団の一部の団員からは、不満や意見があっても団長や分団長には言えない、言っても聞き入れてもらえない、言うだけ無駄というような声があり、消防団の中だけでは解決できない状況です。奥多摩町もいろいろ改善の工夫はされていますが、青梅市のように新しい奥多摩町消防団の在り方検討委員会を設置し、町全体で課題解決に向けた知恵を絞り、防災体制の更なる評価を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

地域猫についてです。地域猫活動によって不幸な猫が減少したことはとても喜ばしいこ

とだと思います。しかし、活動母体となるボランティア団体が継続できるよう、地に足の着いた地域猫対策を進めていくことが求められています。

地域猫対策が進んでいる地域では、新たな問題として、多頭飼育崩壊現場へのサポートが求められ、ボランティアの負担が増大しています。この傾向を解決するためにも地域猫対策に対する地域の理解と協力を広げ、参加する地域住民を増やすことが一層大切です。

多頭飼育崩壊現場では、地域との関わりが薄い人や人との付き合いが苦手な方、また、高齢者によるケースなどなどが比較的多いと言われています。環境整備課内だけでなく、高齢者対策、福祉関係との連携も図るなど、町全体の課題として取り組んでいただきたいと思います。

財政的な支援について再質問いたします。財政支援としては、町の財政を使って5万円でやっているという答弁でした。

青梅市や瑞穂町では、補助率2分の1の都の補助メニューを使って、1ボランティア当たり20万円の補助を行っています。ボランティア団体の方にお聞きしたところ、医療費に対する補助ですが、定期健診のほか、病気の治療で通院することも多く、非常に助かっているし、何より行政がバックアップしてくれていることがとても心強いとのことでした。献身的に活動してくれているボランティア団体を存続し、活動を継続させていくためにも奥多摩町でも導入してはいかがでしょうか。

また、他地域では、ふるさと納税の使途の指定に地域猫活動支援を設定しているところがあります。中でもふるさとチョイスがふるさと納税制度を活用して行うガバメントクラウドファンディングというものがあります。ふるさと納税と基本構造は同じですが、ふるさと納税の寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組みです。

愛知県豊川市では、飼い主のいない猫問題についてより多くの人に周知し、支えていただくことが重要だとして、2020年5月から90日間、ガバメントクラウドファンディングを行ったところ、延べ264名の方から84件の応援メッセージとともに504万7,492円もの目標額の100万円を大きく超えるご寄付が寄せられたそうです。テレビや新聞で取り上げられたことも影響しているかと思いますが、特徴的なのは、素晴らしい取組であり、全国に広げてほしいという共感のメッセージが非常に多かったということです。

現在の町のふるさと納税の使途の選択項目は、①森林セラピー事業を核に森林セラピー基地局やロード等巨樹に癒やされる森の整備・活動事業、②森林を適切に管理、自然環境並びに地域の景観を保全し、活用するための事業、③使途を指定しない（町にお任せ）と

なっています。

今、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスを利用することで、奥多摩町のふるさと納税の税収は向上しております。ふるさと納税の使途の選択に猫の支援があれば選ぶという人が少なからずいると思います。ガバメントクラウドファンディングにせずとも、せめて地域猫活動の支援、もしくは動物愛護活動の支援等の項目を追加してはいかがでしょうか。

以上、都の補助メニューの導入とふるさと納税の使途の項目に追加することについてお考えをお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5 番、大澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

1 点目、2 点目は総務課所管になりますので、2 点の部分回答させていただきます。

あらゆる耐震化対策に関する周知でございますけれども、先程町長の答弁の中にもありましたけれども、特定緊急輸送道路の建築物の耐震化を進めていきながら、住民皆様の耐震化に関する意識の普及に努め、木造住宅の耐震化補助につきましては、所有者の方からのニーズを見極めながら、必要に応じて検討してまいりますということをご答弁させていただいております。そのとおりでございます。

また、既に毎年、広報などでも今の特定輸送道路の部分につきまして、あと住宅建築物の土砂災害対策事業につきましても広報では毎年 1 回程度ですけれども、周知はしてございます。引き続きそれらも周知しながら、補助耐震等に整備をいただければということでは思っております。

次に、消防団につきましてですけれども、在り方検討委員会についてでございます。こちらにつきましても本年 1 月に行われた分団長会議におきまして分団の不安や悩み等について各分団から書面で提出いただいたというご回答をしておりますけれども、今現在その部分を確認しながら、3 月 14 日に回答するというところでございます。いろいろなご意見が出てきておりますので、慎重に協議しながら対応に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 5 番、大澤議員の 3 点目の質問にお答えさせていただきます。財政支援のところだと思います。

町長答弁にもありましたとおり、近隣市町村の財政的支援を参考にしながら、また、ボ

ランティア団体のご意見を伺いながら検討させていただくというところで今考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5 番、大澤議員さんからの再質問の部分で 4 点目になります。地域猫の財政支援という部分に関してでございますけれども、ふるさと納税の部分、こちらの現状の森林関係の目的から当該項目への目的の検討というようなお話かと思えます。

明日から予算特別委員会に入りますけれども、その中でもご説明を申し上げるところではございますが、6 年度につきましては、目的については見直しを図らせていただくという予定になっております。ただ、大澤議員さんがおっしゃったそういった環境部分というところの目的はちょっと入っていないというのが実情でございます。ただ、そういった中でもふるさと納税の中でも一般分ということもありますので、広く財源の中で、先程原島主幹のほうからもありましたけれども、都の補助金の活用の部分も含めてですけれども、青梅市、瑞穂町ですか、上限 20 万円ということで、そういった支援制度もあるという中では財政サイドとしても検討はふるさと納税に限らずということで検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、よろしいですか。

○5 番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。いろいろ検討していただけるということで、ぜひ前向きにお願いいたします。

家の耐震化も消防団の課題解決の取組も、町の防災力を高め、町民の命と暮らしを守るために重要ですので、多くの方の意見を取り入れるようにぜひお願いいたします。よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、5 番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 4 時 30 分から再開します。

午後 4 時 18 分休憩

午後 4 時 30 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議をはじめますが、先程までの日程第 2

一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 陳情第7号 「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を議題とします。

本件については、令和5年第4回定例会で継続審査となりましたが、3月5日、総務文教常任委員会において審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、原島幸次議員よりご報告をお願いします。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、令和5年第4回定例会で継続審査となりました陳情第7号 「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、3月5日に委員全員と関係課長である総務課長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第7号について、まず議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として西多摩の8市町村では全て陳情は受け付けており、4市1村で既に採決が終了していると説明がありました。

採決の状況としては、福生市、羽村市、あきる野市、檜原村が不採択すべきもの、青梅市が趣旨採択すべきもの、瑞穂町、日の出町がこれから審議する予定であると説明がありました。

不採択等の大きな理由は、トリガー条項の発動は、対象がガソリンと軽油に限定され、灯油や重油は対象外となってしまうことで、トリガー条項が発動されれば補助金が終了し、多くの住民に不利益になること、トリガー条項が発動された場合は、市町村の地方揮発油譲与税が減少してしまうため等の理由があったと説明を受けました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、趣旨採択の意見として、トリガー条項は、主に車の燃料のガソリン・軽油が対象であり、高齢化が進む奥多摩町では、町民全員が対象とならないこと、補助金のほうが町民全員に恩恵があることから、趣旨採択。

トリガー条項の発動により灯油や重油の助成がなくなるので、給湯器や暖房の燃料が灯油の世帯は不利益になるため、趣旨採択。

採択の意見、檜原村は不採択でしたが、奥多摩町の町民にとってガソリン・軽油が安くなるほうがよいと思う。冬が過ぎれば灯油等の使用が少なくなり、影響が少ないと思われるので、採択。

継続審査にした理由が国等の動向が不透明ということであった。現在の補助金については4月で終わると思うので、トリガー条項を発動させたほうがよいので、採択。など、様々な意見が出され、採決した結果、趣旨採択とすべきものが2名、採択とすべきものが2名の同数となり、委員長採決となりましたので、当委員会としては、陳情第7号については趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。陳情第7号の総務文教常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第7号の総務文教常任委員長報告について質疑を終結します。

次に、陳情第7号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議が出ましたので、これより討論を行います。

陳情第7号について異議がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、7号について反対の議員の討論を行います。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

陳情第7号 「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について総務文教常任委員会の趣旨採択とする決定に反対を表明して討論をさせていただきます。

本陳情は、2023 年第4回定例議会に提出されましたが、国の動きがある協議中、不透明という理由で継続審査となっていました。

現在、政府はトリガー条項の発動については慎重姿勢を崩していません。2024 年度与党税制改正大綱では、トリガー条項の凍結解除に関する記載を見送り、解除するかどうかの方向性だけでなく、協議の状況についても記載していません。極めて消極姿勢です。

現在の日本におけるガソリン価格高騰の主な要因は、国際情勢の不安定化等による世界的なエネルギー価格の高騰と日本と諸外国の金利差、すなわちアベノミクスがもたらした円安です。

2年にも及ぶロシアによるウクライナ侵攻はいまだ終わりが見えず、ガソリン価格の高止まりは今後も続く見通しです。

ガソリン価格の高騰が物流をはじめとする様々な経済活動に影響し、国民生活に大きな打撃を与えている今、ガソリン価格高騰を抑えることは極めて重要な政策課題です。

政府は2022年2月以降、物価高騰対策の一環として石油元売会社へ6.2兆円の補助金を交付して小売価格を抑制するとしてきましたが、その補助金がどの企業に幾ら支出されたかは公表されていません。ガソリン価格がどの程度抑えられたのかも示されていません。会計検査院が公表した2022年度決算検査報告では、このガソリン補助金の全額が抑制額に反映されていないという指摘もされています。

石油元売大手ENEOSホールディングス、出光興産、コスモホールディングスの3社は純利益を2020年度の2,348億円から2022年度は4,653億円へと倍加させています。価格抑制のための税金投入が企業利益に回ったのではないかとの疑念もあります。補助金の在り方についての検証が必要です。

陳情者が言うように、物価高騰で個人消費者や事業者が苦しむ中、大手の石油元売会社への補助ではなく、トリガー条項発動と二重課税の解消で最終消費者への直接的な支援が必要です。

町の予算審議の中でも燃料代の高騰が財政を圧迫しています。自動車がないと暮らしも経済も成り立たない奥多摩町民にとっては、ガソリン代の高騰は、事業や家計に大きな影響力を与えています。

よって、本陳情は意見書を出さないという消極的な趣旨採択ではなく、町民の暮らしを守るために積極的に意見書を上げる採択とすべきと考え、総務文教常任委員会の趣旨採択に反対いたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、陳情第7号について賛成の議員の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ないようですので、次に、陳情第7号について反対の議員の討論を行います。反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、陳情第7号について賛成の議員の討論を行います。賛成討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 以上で、陳情第7号の討論を終結します。

これより採決をします。

日程第3 陳情第7号について総務文教常任委員長の報告は趣旨採択とするものでありますが、これに賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、陳情第7号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月15日となっております。明日3月8日から14日までの7日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月8日から14日までの7日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月15日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員